

石油化学工業協会ビジネスプロトコル（JPCA-BP）標準書

第4版（Version 4.1.0）

令和6年6月
（2024年6月）

石油化学工業協会

情報通信委員会

CEDI-WG

目 次

I 目 的	2
I-1 経 緯	2
I-2 目 的	4
I-3 基本的な考え方	4
I-4 適用範囲	4
I-5 「第2版」に於ける主な変更点	5
I-6 「第3版」に於ける主な変更点	5
I-7 「第4版」に於ける主な変更点	5
II 業務定義	6
II-1 業務単位と情報定義	7
II-2 業務処理概要	8
II-3 基本業務フロー	10
III. データ項目定義	11
III-1 項目定義表記法	11
III-2 共通項目定義	13
III-3 データ項目とトランザクション関連表	19
III-4 トランザクション内容の詳細	23
III-5 受信確認メッセージ（オプション）	41
IV データ交換規約	42
IV-1 シンタックス・ルール	42
IV-2 伝送方式	53
IV-3 受信確認メッセージの構造	55
V 運用方法	58
V-1 管理・運用組織	58
V-2 コード管理	58
V-3 プロトコル管理	60
V-4 その他	61
VI 今後の課題	62
VII 付表	63
付録1. 共通コード表（全体）	63
付録2. 共通コード表（単位）	66
付録3. 共通コード表（エラー理由）	67
付録4. 企業間データ交換に関する覚書	68
付録5. JPCA受発注パッケージ用データ項目とトランザクション関連表	78
付録6. データ発生源泉表	80
第4版に於ける改定履歴	84
JPCA-BP テクニカル・レポート一覧	88

I 目 的

I-1 経 緯

高度情報化社会が進展し、産業界の情報化が要請されている中で、石油化学工業協会（石化協）では昭和59年7月に情報通信委員会が組織された。

以後昭和60年8月に企業間データ交換に対しての具体的な施策の検討を行うビジネスプロトコル小委員会が設置され標準化の検討を開始した。

この結果、平成2年2月「石化協標準ビジネスプロトコル」（JPCA-BP）の設定を見るに至り、引続き前記小委員会の下で本プロトコルの普及、維持、改善の活動を行うこととした。なお、設定までの経緯は以下の通りである。

昭和61年度の1年間は他業界の状況調査及び会員各社の企業間データ交換の事例を通じビジネスプロトコル標準化の必要性の認識と会員各社に対するアンケート調査による詳細な実態調査を実施し、以下の結論を得た。

- (1) 企業間データ交換は会員各社の多くが実施しているが、いずれも同業者間ではなく、取引の発生する垂直的な異業種間である。
- (2) 殆どの会社で実施済の企業間データ交換は物流の合理化と在庫把握の迅速性を図るための運輸倉庫会社との間の出荷指図、出荷報告システムであるが、各社とも大規模な開発が完了しているため、業界として今後のビジネスプロトコルの標準化を要望するところは少ない。
- (3) 要望として大手商社、専門商社との企業間データ交換を上げる会社が多くあるが、相互システムの相違によりビジネスプロトコルの設定には多くの労力と時間を費やしている。このため業界として今後ビジネスプロトコルの標準化を要望するところが多い。
- (4) 運輸倉庫会社や生産子会社とは異なり、商社との企業間データ交換は自社システムの延長では相互に対等なシステムとはならず、早期のニーズに対応できないため実施、拡大に困難を感じている。
- (5) 一般に商社の化学品部門はメーカーからの出荷請求情報が得られれば仕入、売り上げ計上が可能であるため、受発注業務のシステムを持つ企業は少なく、メーカーの要望する契約、受発注業務からの企業間データ交換に対する取組は一部を除いては少ない。メーカー側の効果を顕現するには、契約、受発注業務から支払迄の一連の業務の実施が望まれている。

昭和62年度の1年間では、前年の活動結果より、各社のニーズの高い商社とのデータ交換に必要なビジネスプロトコルを石化協モデルプロトコルとして検討し、今後の各社の実施開始と拡大に資するものとした。

このため、小委員会では既実施会社及び実施予定会社の実務担当者により構成されるワーキンググループを組織し、具体的モデル作成を行った。

2年間の活動の結果、「石化協標準ビジネスプロトコル」（初版）が作成され、平成2年2月石化協理事会に於いて、これを業界標準とすることが決定された。

また、小委員会の下に、プロモーション、テクニカルの2つのグループを組織し、それぞれ本ビジネスプロトコルの普及と、維持、改善にあたることとした。

普及、改善活動は、以下の通りであり、この結果を踏まえた大幅な改善がなされ、第2版として改定することとなった。

- (1) 本ビジネスプロトコルを使った商社とのデータ交換をより強力に進めるため、(社)日本貿易会の賛同を得て、共同で実用化に向けての検討をすることになり、平成3年5月、(社)日本貿易会7社、石化協7社による合同作業部会を発足させ、技術的、実務的な検討を始め、6回の作業部会を経て、引続き実用レベルでの試行を行うため、メーカー、商社各々5社、4グループによる準備、開発作業が同年11月より開始され、平成4年7月より試行した。改定版(第2版)は、本活動の成果と言えるものである。

なお、これと併行して、専門商社への普及を図るため、本ビジネスプロトコルを前提とした受発注業務用のパッケージソフト(パソコン用)を石化協として開発した。

- (2) 一方、次世代の経済活動のインフラとして、EDIに対する関心がとみに高くなっており、国標準の動向を踏まえた国内標準化の動きも具体化してきた。

ここでは、業界内を超えた業際レベルでの標準化が課題になっている。石化業界としても、これに積極的に対応することとし、国内標準化の推進団体である産業情報化推進センター(CII:通産省外郭団体である(財)日本情報処理開発協会内)の助言を得ながら本プロトコルの普及を図ることとした。

平成3年8月発表されたCIIシンタックスルール(事実上の国内標準になると目されている)を、本ビジネスプロトコルに取り入れることとした。

その後、ビジネスプロトコル小委員会は役割を終えて平成20年に廃止し、第2版の発行からも約30年が経過した。令和3年に消費税率改定への対応に関してテクニカル・レポートを25年ぶりに付加するとともに、翌令和4年にはそのフォローアップも含めて第3版として発行した。さらに、時代経過に対応した内容の見直しや、これまでのテクニカル・レポートの本文への反映を確認して、令和5年に第4版として発行する運びとなった。

I-2 目 的

- (1) 基幹産業としての石油化学工業製品の販売に伴う、メーカーと商社間のデータ交換の標準ビジネスプロトコルを設定することによる、商社とのデータ交換を普及促進し、石化協加盟各社の自社情報システムだけでは実現出来ない多くの効果（業務合理化、迅速化、正確化等）の顕現を期する。
- (2) データ交換実用化に当たって、石化協加盟各社の開発負担（時間、費用）を軽減する。
- (3) 用語定義の標準化を行い当事者の意思疎通を円滑にする。

I-3 基本的な考え方

- (1) 当ビジネスプロトコルは各社で実施する場合の標準として有効なものとする。また、石化協標準としての強制力は別とし、個別企業に実用可能なものとする。
したがって個々の企業の立場を尊重し、公正取引を阻害するものではない。
- (2) 契約、受注から代金回収までの商社との一貫した販売業務サイクルを対象とする。
- (3) データ交換の実施に必要とする双方のインターフェースを設定するものとし、各社の固有のシステムを否定するものとはしない。
- (4) 当ビジネスプロトコルは現在実施されている商慣習、契約条件等の営業条件を変更せず対応できるものとする。
- (5) ビジネスプロトコル設定を目的としているため、通信プロトコルについては、標準的に行われている通信プロトコルを利用することとする。現時点では実用性の観点から全銀協プロトコルを想定し、OSIに基づく新手順の製品化、実用化が実現した段階で新プロトコルへの移行を考えることとする。

I-4 適用範囲

- (1) 製品について：

石油化学製品のうち、取引量の多い合成樹脂を中心にモデルを設定する。

なお、当ビジネスプロトコルを適用可能な場合はその限りではない。

- (2) 業務について：

石化協加盟各社と商社（大手総合商社、専門商社）との間に於ける、契約、発注から代金回収までの一貫した業務サイクルについての取引を対象とする。

但し、以下は除く。

- ・ 見本、サンプル等の代金決済のない取引。
- ・ 輸出業務。（内貨による取引が輸出であることの識別区分に留める。）

- (3) その他：

発注者が代金の支払者であることが通常の取引であるが、異なる場合も取り扱うことを可能とする。（発注者と支払者の定義）

例) ① 商社A事業所から注文を受け、B事業所から代金回収する。

② 2次店から注文を受け、1次店の商社から代金回収する。

I-5 「第2版」に於ける主な変更点

「I-1 背景」で述べた通り、(社)日本貿易会との合同作業部会と、これに基づく試行準備段階での検討作業の成果を折込み、また、国内に於ける標準化の動向を踏まえ以下の変更を行った。

- (1) データ交換にあたっての構文規約（シンタックスルール）として、産業情報化推進センターにおいて開発されたC I Iシンタックスルールを採用した。
- (2) トランザクションの追加変更を行った。
- (3) C I Iシンタックスルールの採用、及び試行準備各社の取引データの実態に合わせて項目の新設追加を行った。
- (4) 各トランザクションにおけるデータ項目について、必須、任意、補完の区分を明示した。
- (5) コード体系（共通コード表）を決めた。

I-6 「第3版」に於ける主な変更点

消費税改定に対応した JPCA-BP 改定で付番が過去の改定と重複する不具合があったので、付番し直して「第3版 (Version 3.0.0)」とし、今後は改定ごとに Version 番号を改めて更新状況を把握することとした。

また、テクニカル・レポートは別冊とせずに標準書の改定履歴と位置付けて添付する。

- (1) テクニカル・レポート No. 027 消費税率改定（適格請求書等保存方式：2023/10 開始）への対応に際して、項目番号が過去の改定と重複していたため、付番し直した。
- (2) 過去の改定をすべて標準書に反映させた。テクニカル・レポートで作成された「データ発生源泉表」は、標準書に「付録6.」として追加した。
- (3) 第2版の「付録6. 情報通信委員会、ビジネスプロトコル小委員会委員名簿」は削除した。

I-7 「第4版」に於ける主な変更点

これまでの改定はテクニカル・レポート作成に留まって標準書本体には反映されておらず、そのために標準書を元にした改定において項番が重複する不具合が発生した。このような不具合を再発しないように、過去の改定も含めて標準書本体に反映した。

また合わせて、伝送方式や組織など過去から変更されている点を更新した。

詳しくは改定履歴を参照されたい。

Ⅱ 業務定義

本節では、当ビジネスプロトコルで対象とする業務を規定し、その業務で使われる情報を定義する。

企業間の取引には多種類の業務が含まれ、関連する情報も多様な形態をとるが、当ビジネスプロトコルでは、企業間のデータ交換を実施したときに期待効果の大きい、定常的かつ多頻度型業務を中心に置き、併せて契約から決済までの完結した業務編成とした。

また、業界内の多数の企業における当ビジネスプロトコルの活用を想定して、発注者と受注者の間でやり取りされる情報とその意味を、企業間で解釈の違いが生じないように定義づけした。

Ⅱ-1 業務単位と情報定義

業 務 単 位	情 報 の 定 義	ト ラ ン ザ ク シ ョ ン	サ イ ク ル	情 報 の 流 れ	定 義
契 約	新規契約情報	取引条件	不定	受注者→発注者	個別注文業務の前に、価格及び決済に必要とする個別取引条件を受注者から発注者に通知する情報。受注者の契約番号により個別取引条件を特定する。
	変更契約情報	取引条件	不定	受注者→発注者	
	取消契約情報	取引条件	不定	受注者→発注者	
納 入 先	新規納入先情報	納入先	不定	受注者→発注者	個別注文業務の前に、需要家に対応した個々の納入先のコード、名称等を受注者が発注者に連絡する情報。発注者は、受注者が設定した納入先コード、名称等により、注文時に納入先を特定する。
	変更納入先情報	納入先	不定	受注者→発注者	
	取消納入先情報	納入先	不定	受注者→発注者	
注 文	新規発注情報	注文	リアル	発注者→受注者	個別発注を成立させるため、契約番号及び事前に通知された取引条件では定まらない数量納期、納入先等の注文要件を満たしている情報。
	変更発注情報	注文	リアル	発注者→受注者	
	取消発注情報	注文	リアル	発注者→受注者	
	新規受注確認情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	発注申込又は変更に対し、受注者が受諾の確認を行う情報。又は発注とは異なる条件での受諾確認を示す情報。
	変更受注確認情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	
	取消受注確認情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	
	新規出荷予定情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	受注者の出荷指図をしたことを示す出荷予定情報。受注確認情報に代えることもできる。
	変更出荷予定情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	
	取消出荷予定情報	注文確認	リアル	受注者→発注者	
出 荷 請 求	受注エラー情報	注文エラー	リアル	受注者→発注者	受注者側の注文データチェックにより、定められた注文要件に照らして誤り又は不備が判明した注文データとその原因を示す情報。
	新規出荷請求情報	出荷請求	日	受注者→発注者	受注者が納入先に出荷したことを出荷単位毎に発注者に通知し、代金の請求をする情報。
	変更出荷請求情報	出荷請求	日	受注者→発注者	
	取消出荷請求情報	出荷請求	日	受注者→発注者	
支 払	請求確認情報	請求確認	日	発注者→受注者	発注者側の発注データと出荷請求データの照合チェックによる差異の有無と、差異が判明した場合には差異の生じたデータに対する発注者側のデータ内容とその原因を示す情報。
	支払明細情報	支払明細	支払日 数日前	発注者→受注者	発注者が受注者に対し、支払をする出荷請求データを明細に対応させて通知する情報。したがって支払締切日までに不一致が無くなっている必要がある。
	支払情報	支払	支払日 数日前	発注者→受注者	発注者が受注者に対し、支払をする単位及び支払方法を通知する情報。支払明細とは、支払整理番号で対応をつける。

注 記 1. 不定：事象の発生の都度とするが、以後の業務に支障のない範囲での遅延の許されるサイクルをいう。

2. リアル：データ交換の対象とする業務と同期して、業務に支障のない即時性を維持して情報交換するべきサイクルをいう。

Ⅱ-2 業務処理概要

本ビジネスプロトコルにおける対象業務と交換情報を業務処理面から具体化したのとして、受注者と発注者の関係にある企業間及び各企業サイドの標準的な業務処理を「基本業務フロー」に示した。これは両社の事務処理方法を規定したものではなく、完結した業務処理システムのモデルとして提示したものである。

以下その業務処理の概要を説明する。

(1) 契 約

販売条件が決まると受注者は販売条件を自らのシステムに登録し、取引条件データを発注者に送る。発注者は取引条件データを参照して、自らのシステムに取引条件に登録する。(契約内容の一元化、発注時に契約の選定可能化)

(2) 納入先

新規の納入先が発生した場合、受注者は納入先を自らのシステムに登録し、納入先データを発注者に送る。発注者は納入先データから自らのシステムで検索可能な納入先マスターに登録する。(納入先の一元化、発注時の納入先の選定可能化)

(3) 注 文

(発 注)

発注者は発注内容（発注先、商品、数量、納期等）入力時に検索システム又はシステム条件により、事前に登録された契約及び納入先の選定を行い、注文データを受注者に送ると共に、発注DB（データベース）に記録する。

(注文エラー)

受注者は注文データをシステム条件によりチェックし、誤り又は不備が判明した注文データは、注文エラーデータとして発注者に返却する。発注者は発注エラーリスト等により内容を確認して発注DBを修正のうえ、修正した注文データを受注者へ送る。

(受注確認)

受注者は注文エラーとしなかった注文データについては、随時に画面で確認して、不完全なデータ項目があれば補足、修正して受注DBに記録し、必要であれば受注確認情報として注文確認データを発注者に送る。

(出荷指図)

受注者は受注DBに記録した注文データにもとづき、出荷指図を作成して、出荷指図DBに記録し、出荷予定情報として、注文確認データを発注者に送る。

また、受注者は出荷指図を出荷現場（工場、加工場、営業倉庫）に送って出荷を指図する。

(発注確認)

発注者は注文確認データにもとづき、受注者の注文処理状況を反映させて、画面から発注確認照会を可能にする。

(4) 出荷請求

(出荷請求)

受注者は出荷現場からの出荷報告にもとづき出荷指図DBを参照して、出荷請求データを作成して発注者に送る。併せて売上計上処理を行い売掛金DBに記録する。

(請求確認)

発注者は出荷請求データを発注DBと関連づけて発注請求対比DBに記録する。発注請求対比DBは確認指示画面又はシステム条件によって取引条件マスターと照合の上、支払要件を一致したか不一致であったかを受注者に通知する。(不一致データは必ず伝送で通知する。一致データを明確にデータとして伝送するかどうかは当事者間での取決めによる。)一致したデータに関しては、支払明細素データとして管理し、支払処理へ連携させる。不一致の場合には、差異の生じたデータに対する発注者側にデータ内容及び原因を付加して通知する。

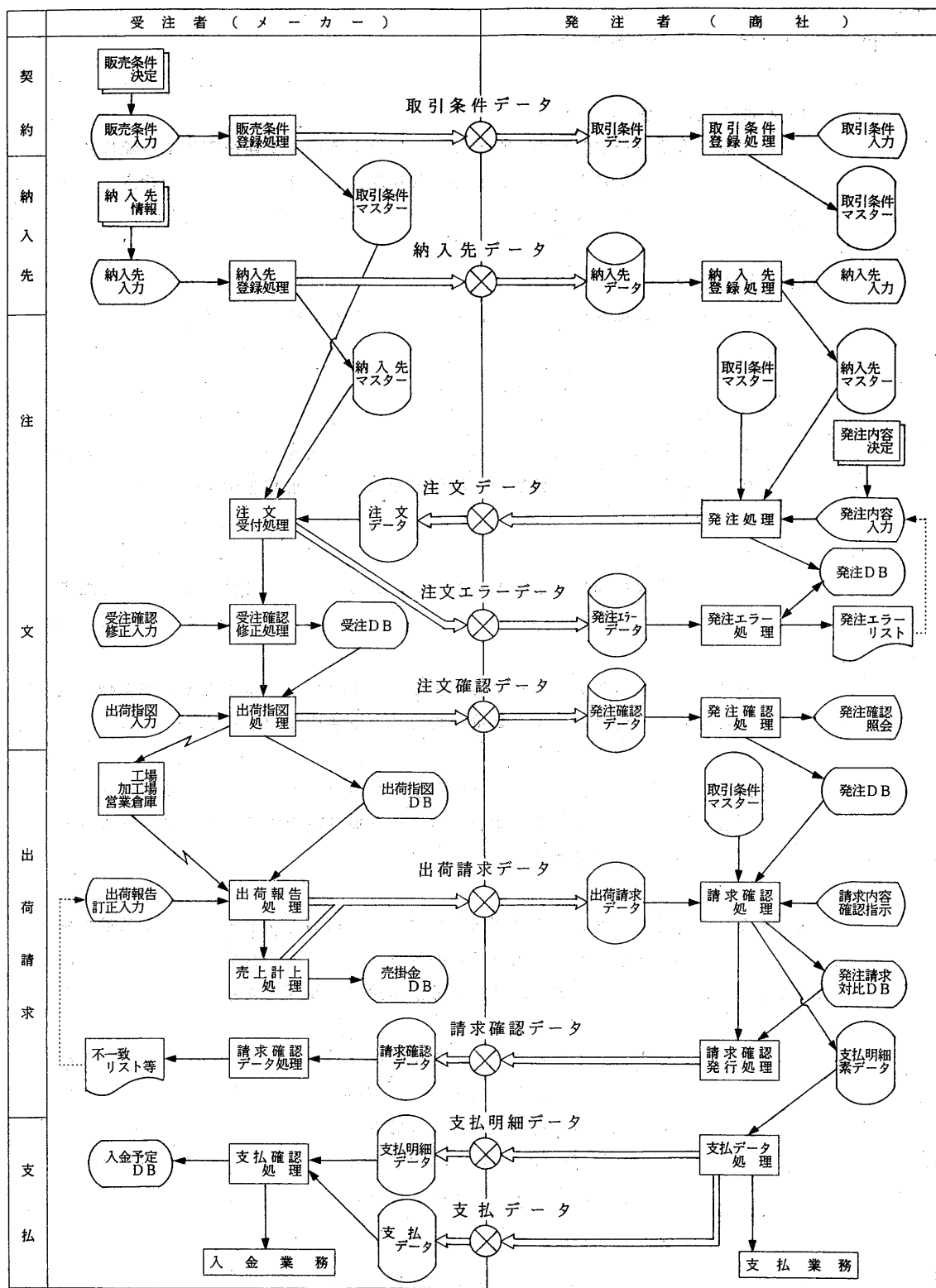
受注者は一致として通知された請求データ、あるいは、不一致で通知されなかったことにより一致として認識された請求データに関しては売掛金として扱い、不一致として通知された請求データに関してはそのレポートを作成して受注者側の誤りについては出荷請求データを訂正する。

(5) 支 払

発注者は支払締切日までに支払明細素データにもとづき支払明細データと支払データを作成し受注者に送る。

受注者はこのデータにもとづき入金予定DBを作成し、入金時の売掛代金の消込みを可能にする。

II-3 基本業務フロー



Ⅲ. データ項目定義

Ⅲ-1 項目定義表記法

(1) 目的と適用範囲

本定義は石化協加盟各社がコンピュータによるデータ交換を実施する際に共通に使用するデータ定義とし、石化協加盟各社及びデータ交換の相手先社内データ定義を制約するものではない。

(2) 表記方法

データ項目は名称を与えられる最少の項目であり、桁数、タイプ、文字種の属性を持つ。

① 桁数

データ項目内の値を表現するのに利用可能な、最大の文字数の範囲を示す。

(但し、数値の場合は整数部と少数部のそれぞれの桁数を示す。)

② タイプ

データ項目は共通コード、固有コード、文言、数値、日付、時間の6種類のタイプとする。

* 共通コード：石化協もしくは石化協ビジネスプロトコル小委員会が認める他の団体により維持されるコード値を使用する。
(CC)

* 固有コード：データ交換を実施する双方がコードとして利用するデータ項目であり、双方が認めるコード値を使用する。値はフィールドの左に寄せる。
(SC)

* 文言：文字列により双方の必要とする情報を伝達するデータ項目であり、データ値は任意の位置にスペースを含む。漢字についてはJIS第1、第2水準、非漢字の範囲とする。
(MS)

* 数値：金額、数量等の数値を表すのに用い、『0』～『9』までの数字、正負記号(『+』及び『-』)及び小数点(『.』)で構成する。正負記号及び小数点は桁数に含めない。
正負記号は、常に数字列の先頭になければならないが、『+』符号は省略することができる。

* 日付：日付のみを使用する。表現形式はYYMMDDとする。
(DT) YYは西暦末尾(00～99)を表し、MMは月(01～12)、DDは日(01～31)を示す。

*時 間：時間のみを使用する。表現形式はHHMMとする。

(TM) HHは時間（00～23）とし、24時間を表現するものとする。MMは分（00～59）を示す。

③ 文字種

共通コード、固有コード、文言での利用可能な文字を規定する。

*数 値 (N) : 0～9、正負記号(+-)、小数点(.)

*数 字 (9) : 0～9

*英 数 字 (AN) : 0～9、A～Z、特殊記号

*カナ文字 (カ) : 0～9、A～Z、ア～ン、特殊記号

*漢 字 (K) : J I S 非漢字、第1、第2水準の範囲

Ⅲ-2 共通項目定義

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
データ種別	01-01	002	データ種別	4	C C	A N	データ交換に必要なトランザクションの区分	取引条件、注文、・・・ 新規、変更、削除、一括削除 打ち消しデータ、 変更後新データ
	02	009	処理区分	1	C C	A N	当該トランザクションの新規・変更・削除・一括削除を示す区分	
	03	3003	処理年月日	6	D T	9	当該トランザクションのエントリ又は処理の年月日	
	04	3004	処理時刻	6	T M	9	当該トランザクションのエントリ又は処理の時刻	
	05	3005	赤黒区分	1	C C	A N	変更時に前回のデータを打ち消すためのデータか又は 変更された新しいデータかの区分	
発注者	02-01	3011	発注者企業コード	6	C C	A N	注文を出す企業	産業情報化推進センターコード*
	02	3012	発注者部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
	03	3013	新発注者企業コード	6	C C	A N	組織変更時の通知のためのオプショントランザクションで使用	
	04	3014	新発注者部門コード	6	S C	A N	組織変更時の通知のためのオプショントランザクションで使用	
受注者	03-01	3021	受注者企業コード	6	C C	A N	注文を受けて、商品を販売する企業	産業情報化推進センターコード*
	02	3022	受注者部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
請求者	04-01	3031	請求者企業コード	6	C C	A N	発注者に請求を出す企業	産業情報化推進センターコード*
	02	3032	請求者部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
支払者	05-01	3041	支払者企業コード	6	C C	A N	受注者に支払を行う企業	産業情報化推進センターコード*
	02	3042	支払者部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
取引条件	06-01	3051	契約番号	10	S C	A N	単独または他のキー項目との組み合わせにより取引条件を一意に識別し、取引完了まで重複なく付番された番号	受注者設定番号
	02	3052	実施年月日	6	D T	9	当該取引条件が発効し実施される年月日	
発注	07-01	3061	注文番号	10	S C	A N	発注者が注文する単位に、支払完了まで、単独で重複なく付番された番号	発注者設定番号 普通、緊急、連絡済 要、否 変更可、変更不可
	02	3062	発注者・注文日	6	D T	9	発注者が注文ないし当該注文の変更・取消をした日 基本的には、注文入力・変更・取消の処理日	
	03	3063	発注者・注文時刻	4	T M	9	上記時刻 HHMM	
	04	3064	オーダー区分	1	C C	A N	注文データの緊急度の識別	
	05	3065	連絡要否区分	1	C C	A N	受注者が注文データを受け取った後の発注者への連絡の要否	
	06	3066	数量指定区分	1	C C	A N	受注者による注文数量の変更を許さない注文データの区分	
	07	3067	発注コメント カナ	44	M S	カ	発注者による受注者に対するコメント（カナ表記）	
	08	3068	発注コメント 漢字	44	M S	K	（漢字表記 2 2 文字）	

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
受注	08-01	3081	受注番号	10	S C	A N	注文番号に対応して受注者側が付けた番号・出荷指図番号も可	通常（一括）、分納 未処理、保留、確定、無効
	02	3082	受注者注文受付日	6	D T	9	受注者が注文データを受付処理した日付	
	03	3083	受注者注文受付時刻	4	T M	9	時刻 H H M M	
	04	3084	受注者注文確定日	6	D T	9	受注者が注文を引請けた日付・出荷指図の発行日でも可	
	05	3085	分納区分	1	C C	A N	1つの注文に対して分割納入する事を示す区分	
	06	3086	受注者処理区分	1	C C	A N	注文データに対する受注者の処理状態を示す区分	
製品	09-01	3101	品名グループ	5	C C	A N	製品のカテゴリーを示す業界統一コード	石化協コード 規格品、格下品
	02	3102	品名	70	S C	カ	発注者が受注者に対して売買する製品を一意的に特定するコードであり、下記内容を含む (1) 売買する製品の呼称 (2) 売買する製品の略号、カタログ製品番号 (3) 製品の規格、グレード、配合、色 (4) 製品の荷姿、包装種別、荷姿、容量、荷姿重量 等 (5) 規格グレードでは定まらない価格要因で等級、品質 等	
	03	3103	品名（漢字）	70	S C	K	品名（08-02）と同じ（漢字表記35文字）	
	04	3104	ロット番号指定区分	1	C C	A N	注文時のロットNo. 指定方法を示す区分	
	05	3105	ロット番号	10	S C	A N	指定したロット番号（製造ロット番号、又は出荷ロット番号）	
			品名 規格（グレード） 荷姿、等級等					
需要家	10-01	3111	需要家企業コード	6	C C	A N	ユーザーの企業コード	産業情報化推進センターコード ^o
	02	3112	需要家部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
	03	3113	需要家名称	40	M S	カ	上記企業の法人・事業所名称	
	04	3114	（漢字）	40	M S	K	（漢字表記20文字）	
	05	3115	需要家注文番号	10	S C	A N	ユーザーの商社に対する注文番号	
2次店	11-01	3121	2次店企業コード	6	C C	A N	発注者と需要家（又は3次店）の仲買企業。売買発生時に、発注者へ債務、需要家（又は3次店）へ債権を持つ企業のコード	産業情報化推進センターコード ^o
	02	3122	2次店部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
	03	3123	2次店名称	40	M S	カ	上記企業の法人・事業所名称	
	04	3124	2次店名称（漢字）	40	M S	K	上記企業の法人・事業所名称（漢字表記20文字）	

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
3 次 店	12-01	3131	3 次店企業コード	6	C C	A N	2 次店と需要家の仲買企業。売買発生時に、2 次店へ債務・需要家へ債権を持つ企業	産業情報化推進センターコード*
	02	3132	3 次店部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
	03	3133	3 次店名称	40	M S	カ	上記企業の法人・事業所名称	
	04	3134	3 次店名称(漢字)	40	M S	K	上記企業の法人・事業所名称（漢字表記 2 0 文字）	
決済条件	13-01	3141	決済条件締切日	6	D T	9	商品売買取引の代金支払における条件を確定させる日	手形、振込、期日現金等 出荷日/納入日ベース 締切/起算ルール/サイト メーカー出荷、先方検収
	02	3142	決済条件起算日	6	D T	9	手形の時、手形起算日又は手形振出日 或いは期日現金の場合の金額確定日	
	03	3143	決済条件手段	1	C C	A N	受注者への代金支払の方法	
	04	3144	決済条件満期日	6	D T	9	手形の落ち日、又は現金の振込日	
	05	3145	決済基準	1	C C	A N	決済の基準となる日付のとらえ方を示す区分	
	06	3146	決済条件	15	S C	カ	代金支払いにおける条件 締切・起算ルール・サイトなど	
	07	3147	数量確定区分	1	C C	A N	メーカー出荷数量又は先方検収数量の区分	
価格	14-01	3161	販売単価	10.3	N	N	商品の単位当りの価格	kg、ケース、枚、本など 仕切単価、末端単価
	02	3162	単価単位	3	C C	カ	単価の算出基礎となる数量の単位	
	03	3163	単価区分	1	C C	A N	仕切単価（外口銭）、末端単価（内口銭）を示す区分	
口 銭	15-01	3171	口銭区分	1	C C	A N	口銭の計算方法を示す区分	率、単価、定額
	02	3172	口銭単価	10.3	N	N	区分が単価の時、単位当りの口銭 区分が率の時、販売金額に対する%	
	03	3173	口銭	13	N	N	口銭区分・口銭単価から決定した口銭金額	
2 次 店 口 銭	16-01	3181	2 次店口銭区分	1	C C	A N	2 次店口銭の計算方法を示す区分	率、単価、定額
	02	3182	2 次店口銭単価	10.3	N	N	区分が単価の時、単位当りの口銭 区分が率の時、販売金額に対する%	
	03	3183	2 次店口銭	13	N	N	口銭区分・口銭単価から決定した 2 次店口銭金額	
納入	17-01	3191	納入先企業コード	6	C C	A N	製品を納める企業コード	産業情報化推進センターコード* 置場渡し、届け込み
	02	3192	納入先部門コード	6	S C	A N	上記企業の部門コード（事業所・部課）	
	03	3193	納入先名称	40	M S	カ	上記企業の法人・事業所名称	
	04	3194	納入先名称(漢字)	40	M S	K	上記企業の法人・事業所名称（漢字表記 2 0 文字）	
	05	3195	受渡条件	2	S C	A N	製品を納める際の受渡方法	

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
	06	3196	受渡場所・住所	74	M S	カ	製品を納める企業の住所	例) 国土地理協会コード YYMMDD HHMM AM、コ`ゴ`イ、ソクワ YYMMDD 運転手、助手人数
	07	3197	(漢字)	74	M S	K	製品を納める企業の住所 (漢字表記 3 7 文字)	
	08	3198	地区コード	11	S C	A N	納入先所在地を示すコード	
	09	3199	郵便番号	7	C C	A N	納入先所在地の郵便番号	
	10	3200	電話番号	12	C C	A N	納入先の連絡電話番号	
	11	3201	F A X 電話番号	12	C C	A N	納入先の連絡 F A X 番号	
	12	3202	希望納入年月日	6	D T	9	発注者が希望した製品の納入年月日 (西暦)	
	13	3203	希望納入時刻	4	S C	A N	発注者が希望した製品の納入時刻	
	14	3204	希望納入コメント	10	S C	カ	発注者が希望した製品の納入要望を文字で表したもの	
	15	3205	納入年月日 (予定)	6	D T	9	製品が納入先へ実際に納められた年月日 (西暦) あるいは予定	
	16	3206	納入要件	44	M S	カ	製品を納める際に必要な納入諸要件	
	17	3207	納入要件 (漢字)	44	M S	K	製品を納める際に必要な納入諸要件 (漢字表記 2 2 文字)	
支払	18-01	3221	支払金額	13	N	N	手形及び小切手の額面金額もしくは銀行振込金額 【区分記載請求書対応】従来通り税込金額を設定するが、課税区分・適用税率ごとに区分して設定する。	
	02	3222	支払整理番号	12	S C	A N	支払単位と出荷明細との対応をつける番号 【適格請求書対応】消費税の端数処理は「支払整理番号」単位で行う。支払整理番号の考え方自体は、従来と変わらない。	
	03	3223	手形番号 (小切手番号)	12	S C	A N	代金が支払われる手形及び小切手に記載された番号	
	04	3224	振出銀行 (コード)	7	C C	A N	支払に伴い代金の振込みを依頼する銀行	
	05	3225	(名称)	30	C C	カ	上記銀行の名称	
	06	3226	振込銀行 (コード)	7	C C	A N	支払に伴い代金が振込まれる銀行	
	07	3227	(名称)	30	C C	カ	上記銀行の名称	
	08	3228	口座番号	7	C C	9	支払に伴い代金が振込まれる銀行の預金口座番号	
	09	3229	支払要件	10	S C	カ	手形、小切手の受渡場所等	
取引量	19-01	3241	注文数量	10.3	N	N	発注者側からの商品の注文数量	
	02	3242	注文・販売個数	10.3	N	N	発注者側からの商品の注文個数及び販売個数	
	03	3243	注文数量単位	3	C C	カ	発注者側からの商品の注文数量の単位	

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
	04	3244	販売数量	10.3	N	N	受注者から発注者側への商品の売り渡し数量（単価単位数量）	紙袋、木箱、ドラム罐
	05	3245	金額算出数量	10.3	N	N	値引き等の金額を算出するための数量	
	06	3246	荷姿	10	S C	A N	商品の包装形態（包装単位当りの入数表示を含んでも良い）	
	07	3247	容量	10.3	0	N	包装単位当りの入数	
取引金額	20-01	3261	販売金額	13	N	N	受注者側から発注者側への商品の売り渡し金額 内口銭の場合は口銭込みの金額	(使用不可)
	02	3262	請求金額	13	N	N	受注者側から発注者側への商品の売り渡しの伴い発生する代金 決済金額 内口銭の場合は口銭を差し引いた金額	
	03	3263	消費税額	13	N	N	【適格請求書対応】出荷請求データ一件ごとに消費税額の端数処理は行えないので、出荷請求データ～支払明細データでは、「消費税額」と「税込請求額」は使用不可とする。支払データでは、課税区分・適用税率ごとに計算した消費税額等を「消費税額」に設定する。	
	04	3264	税込請求額	13	N	N		
	05	3265	単価・金額区分	1	C C	A N	商品の売り渡し金額が数量×単価かあるいは金額指定かの区分	
	06	3266	取引区分	1	C C	A N	受注者側から発注者側への商品の売り渡し形態	
	07	3267	遡及区分	1	C C	A N	過去に遡り単価訂正等により請求金額の訂正を行う場合の区分	
	08	3268	出荷請求区分	1	C C	A N	取引金額の取扱いの区分	
	09	3269	課税区分	2	C C	A N	【区分記載請求書対応】消費税の課税方法の区分	
	10	3270	バックオーダー区分	1	C C	A N	注文が商社を経由せずにメーカーに直接来た時の出荷請求データの区分	
	11	3271	計上年月	4	D T	9	期末売掛金残高の照合作業を明確にするための年月の区分	
	12	3272	割増割引区分	1	C C	A N	単価ないし金額が割増（または割引）となっているかどうかを示す区分	
	13	3273	割増割引理由	1	C C	A N	単価ないし金額が割増（または割引）となっている場合の理由を示すコード	
	14	3274	適用税率	2.2	N	N	【適格請求書対応】項目追加。	
	15	3275	請求者登録番号	14	C C	A N	【適格請求書対応】項目追加。	
	16	3276	返品資産の基譲渡日	6	D T	9	【適格請求書対応】項目追加。返品時に、基となった資産の譲渡日を設定する。返品時は設定必須。	

項 目 グループ	DIC. NO	CII 項目 NO	項 目 名	属 性			項 目 定 義	実 例
				桁数	タイプ	文字種		
出荷	21-01	3281	出荷年月日(予定)	6	D T	9	メーカー側で商品を出荷した年月日あるいは出荷予定の年月日	工場・営業倉庫等
	02	3282	出荷報告番号	25	S C	A N	メーカー側で商品の出荷報告単位に付番された番号	
	03	3283	出荷請求番号	10	S C	A N	メーカー側で商品の出荷請求単位に付番された番号	
	04	3284	出荷場所	5	S C	A N	メーカー側で商品を出荷した場所	
	05	3285	出荷指図コメント	44	M S	カ	メーカー側で商品出荷時に発注者側へ連絡するコメント	
	06	3286	〃 (漢字)	44	M S	K	〃 (漢字表記 2 2 文字)	
輸送	22-01	3301	輸送手段	2	S C	A N	メーカー側から商品納入場所までの輸送手段の区分	船、トラック
	02	3302	輸送車種	10	M S	カ	メーカー側から商品納入場所までの輸送手段の名称	トラックNo. 等
タ ン ア ラ ウ ン ド 情 報	23-01	3311	発注者情報	20	M S	カ	発注者がデータ処理上必要とする情報	
	02	3312	受注者情報	20	M S	カ	受注者がデータ処理上必要とする情報	
取引区分	24-01	3321	国内輸出区分	1	C C	A N	受注者と発注者間での商品販売が国内取引か国外取引かの区分	国内取引、輸出取引
	02	3322	エラー理由	10	C C	カ	発注者・受注者側での内容チェック時のエラー区分	単価エラー等
	03	3323	エラーコメント	44	M S	カ	発注者・受注者側での内容チェック時のコメント (文言)	単価エラー等
	04	3324	〃 (漢字)	44	M S	K	〃 (漢字表記 2 2 文字)	
	05	3325	請求確認区分	1	C C	A N	出荷請求に対し商社側の確認状態を示す区分	一致、不一致、未処理
予備欄	25-01	3331	予備欄	30	M S	カ	各社独自の情報を入力するフリースペース、使用にあたっては協議の上、使用する	
	02	3332	予備欄 (漢字)	30	M S	K	〃 (漢字表記 1 5 文字)	

III-3 データ項目とトランザクション関連表

項目グループ	DIC NO	C11 項目NO	項目名	属性			取引 条件	納入 先	注文	注文 エラー	注文 確認	出荷 請求	請求 確認	支払 明細	支払
				桁数	タイプ	文字種									
データ種別	01-01	002	データ種別	4	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02	009	処理区分	1	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	03	3003	処理年月日	6	DT	9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	04	3004	処理時刻	6	TM	9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	05	3005	赤黒区分	1	CC	AN			○	○	○	◎	◎	◎	
発注者	02-01	3011	発注者企業コード	6	CC	AN	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02	3012	発注者部門コード	6	SC	AN	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	03	3013	新発注者企業コード	6	CC	AN	組織変更時の通知のためのオプショントランザクションで使用								
	04	3014	新発注者部門コード	6	SC	AN									
受注者	03-01	3021	受注者企業コード	6	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02	3022	受注者部門コード	6	SC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
請求者	04-01	3031	請求者企業コード	6	CC	AN	○					◎	◎	◎	◎
	02	3032	請求者部門コード	6	SC	AN	○					◎	◎	◎	◎
支払者	05-01	3041	支払者企業コード	6	CC	AN	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02	3042	支払者部門コード	6	SC	AN	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
取引条件	06-01	3051	契約番号	10	SC	AN	◎		◎	◎	◎	◎	◎	○	
	02	3052	実施年月日	6	DT	9	◎								
発注	07-01	3061	注文番号	10	SC	AN			◎	◎	◎	◎	○	○	
	02	3062	発注者・注文日	6	DT	9			○	○	○				
	03	3063	発注者・注文時刻	4	TM	9			○	○	○				
	04	3064	オーダー区分	1	CC	AN			○	○	○				
	05	3065	連絡要否区分	1	CC	AN			○	○	○				
	06	3066	数量指定区分	1	CC	AN			○	○	○				
	07	3067	発注コメント カナ	44	MS	カ			○	○	○				
	08	3068	発注コメント 漢字	44	MS	K									
受注	08-01	3081	受注番号	10	SC	AN					◎	◎	◎	○	
	02	3082	受注者注文受付日	6	DT	9					○				
	03	3083	受注者注文受付時刻	4	TM	9					○				
	04	3084	受注者注文確定日	6	DT	9					○				
	05	3085	分納区分	1	CC	AN					○	○	○		
	06	3086	受注者処理区分	1	CC	AN					○				
製品	09-01	3101	品名グループ	5	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3102	品名	70	SC	カ	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			品名 規格（グレード） 荷姿、等級等												
	03	3103	品名（漢字）	70	SC	K									
	04	3104	ロット番号指定区分	1	CC	AN			○	○	○				
	05	3105	ロット番号	10	SC	AN			○	○	○	○	○		
需要家	10-01	3111	需要家企業コード	6	CC	AN	○	○	□	□	□	□	□	○	
	02	3112	需要家部門コード	6	SC	AN	○	○	□	□	□	□	□	○	
	03	3113	需要家名称	40	MS	カ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	04	3114	需要家名称（漢字）	40	MS	K									
	05	3115	需要家注文番号	10	SC	AN			○	○	○	○	○	○	
2次店	11-01	3121	2次店企業コード	6	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3122	2次店部門コード	6	SC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	03	3123	2次店名称	40	MS	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	04	3124	2次店名称（漢字）	40	MS	K									
3次店	12-01	3131	3次店企業コード	6	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3132	3次店部門コード	6	SC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	03	3133	3次店名称	40	MS	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	04	3134	3次店名称（漢字）	40	MS	K									
決済条件	13-01	3141	決済条件締切日	6	DT	9						◎	◎	◎	
	02	3142	決済条件起算日	6	DT	9						◎	◎	◎	◎
	03	3143	決済条件手段	1	CC	AN	◎					◎	◎	◎	◎
	04	3144	決済条件満期日	6	DT	9						◎	◎	◎	◎
	05	3145	決済基準	1	CC	AN	◎					◎	◎	○	
	06	3146	決済条件	15	SC	カ	◎					○	○	○	
	07	3147	数量確定区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
価格	14-01	3161	販売単価	10.3	N	N	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	02	3162	単価単位	3	CC	カ	○		○	○	○	○	◎	◎	
	03	3163	単価区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
口銭	15-01	3171	口銭区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3172	口銭単価	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
	03	3173	口銭	13	N	N						○	○	○	

◎必須 ○任意 □補完

項目 グループ	DIC NO	CII項目 NO	項目名	属性			取引条件	納入先	注文	注文 エラー	注文確認	出荷請求	請求確認	支払明細	支払
				桁数	タイプ	文字種									
2次店口銭	16-01	3181	2次店口銭区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3182	2次店口銭単価	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
	13	3183	2次店口銭	13	N	N						○	○	○	
納入	17-01	3191	納入先企業コード	6	CC	AN	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	02	3192	納入先部門コード	6	SC	AN	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	03	3193	納入先名称	40	MS	カ	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	04	3194	納入先名称(漢字)	40	MS	K									
	05	3195	受渡条件	2	SC	AN	○		○	○	○				
	06	3196	受渡場所住所	74	MS	カ		◎	○	○	○	○	○		
	07	3197	受渡場所住所(漢字)	74	MS	K									
	08	3198	地区コード	11	SC	AN		○	○	○	○	○	○		
	09	3199	郵便番号	7	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	10	3200	電話番号	12	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	11	3201	FAX電話番号	12	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	12	3202	希望納入年月日	6	DT	9			◎	◎	◎				
	13	3203	希望納入時刻	4	SC	AN			○	○	○				
	14	3204	希望納入コメント	10	SC	カ			○	○	○				
	15	3205	納入年月日(予定)	6	DT	9					◎	◎	○	○	
	16	3206	納入要件	44	MS	カ			○	○	○				
	17	3207	納入要件(漢字)	44	MS	K									
支払	18-01	3221	支払金額	13	N	N									◎
	02	3222	支払整理番号	12	SC	AN								◎	◎
	03	3223	手形(小切手)番号	12	SC	AN								◎	
	04	3224	振出銀行(コード)	7	CC	AN									○
	05	3225	振出銀行(名称)	30	CC	カ									○
	06	3226	振込銀行(コード)	7	CC	AN	○								○
	07	3227	振込銀行(名称)	30	CC	カ	○								○
	08	3228	口座番号	7	CC	9	○								○
	09	3229	支払要件	10	SC	カ	○							○	○
取引量	19-01	3241	注文数量	10.3	N	N			◎	○	◎	◎	○	○	
	02	3242	注文・販売個数	10.3	N	N			□	○	○	○	○	○	
	03	3243	注文数量単位	3	CC	カ	○		◎	○	○	○	○	○	
	04	3244	販売数量	10.3	N	N					○	◎	◎	◎	
	05	3245	金額算出数量	10.3	N	N						◎	◎	○	
	06	3246	荷姿	10	SC	AN	○		□	□	○	○	○	○	
	07	3247	容量	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
取引金額	20-01	3261	販売金額	13	N	N						○	○	○	
	02	3262	請求金額	13	N	N						◎	◎	◎	
	03	3263	消費税額	13	N	N									◎
	04	3264	税込請求額	13	N	N									
	05	3265	単価・金額区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	06	3266	取引区分	1	CC	AN	○		○	○	○	◎	○	○	
	07	3267	遡及区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	08	3268	出荷請求区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	09	3269	課税区分	2	CC	AN	○		○	○	○	◎	○	◎	◎
	10	3270	バックオーダー区分	1	CC	AN	○					◎	◎	○	
	11	3271	計上年月	4	DT	9						○	○		
	12	3272	割増割引区分	1	CC	AN			○	○	○	○	○	○	
	13	3273	割増割引理由	1	CC	AN			○	○	○	○	○	○	
	14	3274	適用税率	2.2	N	N						◎	○	◎	◎
	15	3275	請求者登録番号	14	CC	AN						◎	○	◎	◎
	16	3276	返品資産の基譲渡日	6	DT	9						○	○	○	
出荷	21-01	3281	出荷年月日(予定)	6	DT	9					□	◎	◎	◎	
	02	3282	出荷報告番号	25	SC	AN						◎	◎	◎	
	03	3283	出荷請求番号	10	SC	AN						◎	◎	◎	
	04	3284	出荷場所	5	SC	AN					○	○	○	○	
	05	3285	出荷指図コメント	44	MS	カ					○	○	○		
	06	3286	”(漢字)	44	MS	K									
輸送	22-01	3301	輸送手段	2	SC	AN			○	○	○	○	○		
	02	3302	輸送車種	10	MS	カ			○	○	○	○	○		
タンアラウンド情報	23-01	3311	発注者情報	20	MS	カ	○		○	○	○	○	○		
	02	3312	受注者情報	20	MS	カ	○		○	○	○	○	○	○	○
取引区分	24-01	3321	国内輸出区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	3322	エラー理由	10	CC	カ				◎			◎		
	03	3323	エラーコメント	44	MS	カ				○	○		○		
	04	3324	”(漢字)	44	MS	K									
	05	3325	請求確認区分	1	CC	AN							◎		
予備欄	25-01	3331	予備欄	30	MS	カ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	02	3332	予備欄(漢字)	30	MS	K									

データ項目とトランザクション関連表 補記

(1) 必須項目、任意項目、補完項目

本表は、各トランザクションにおいてデータ授受に使用される項目を表したものである。各項目は、それぞれのトランザクションにおいて、必須・任意・補完の区分により整理して記述した。

・システムの運営上必要な項目は、必須項目とした。必須項目は当該トランザクションで必ず交換対象となる。(データとしてブランクデータである場合は除く)

・取引の形態により必須であったり任意となったりする項目は任意項目とした。したがって、取引形態により必須項目となる項目もある。また、交換対象とするか否かは当事者間で決定する。

例) 口銭情報は、仕切り価格販売の取引形態では不要であるため任意項目

例) 2次店、3次店情報は、取引関与していなければ不要であるため任意項目

・当該項目と他の項目が補完関係にあって、どちらかが必須である場合は当該項目を必須とし、どちらかがデータとして存在すれば良いものとする。

例) 注文トランザクションにおける注文数量は必須項目とするが、任意項目である注文・販売個数がデータとしてある場合には注文数量はなくても良いものとする。

・当事者間で取引上発生しない任意項目は、ブランクで運用しても良い。

例) 口銭区分は、口銭取引でなければ、口銭なしとしてコード『1』をデータとしてセットする必要があるが、当事者間で口銭そのものが取引上発生しないことが前提であれば、この項目はブランクで運用しても良い。

・同一内容項目で、カナ・漢字の2種類の表記のある項目については、カナ項目の方にのみ印をつけて表した。これらの項目については、当事者間の取決めにより、カナ項目の代わりに漢字項目を使用しても良いし、双方を使用しても良い。

(2) 補完関係項目

DIC 06-01 契約番号	◎ 契約番号により需要家が特定される場合は、需要家コードは任意
10-01 需要家企業コード	□ 契約番号により需要家が特定されない場合は、需要家コードは必須
DIC 19-01 注文数量	◎ 注文数量があれば注文個数は任意
19-02 注文・販売個数	□ 注文数量がない場合は、注文個数は必須
19-05 荷姿	□ 注文個数があれば荷姿は必須

1

(3)

各トランザクションのレコードキーは以下のようであり、この単位で単独のデータとして扱う。
したがって、修正・削除についてもこの単位で行う。

取引条件：運用により異なるので当事者間で決定する。

納入先：受注者企業コード+納入先コード

注 文 : 発注者企業コード+発注者部門コード+注文番号

注文エラー : 発注者企業コード+発注者部門コード+注文番号

注文確認 : 受注者企業コード+受注番号

+発注者企業コード+発注者部門コード+注文番号

出荷請求：受注者企業コード＋出荷請求番号＋出荷報告番号

請 求 確 認 : 受注者企業コード+出荷請求番号+出荷報告番号

支 払 明 細 : 受注者企業コード+出荷請求番号+出荷報告番号

支 払 : 発注者企業コード+支払整理番号+手形(小切手)番号

Ⅲ-4 トランザクション内容の詳細

本節では、各トランザクションによりデータを送受信する場合の運用について補足説明する。

1. 訂正・取消データの送付方法

一旦、新規データとして送信したデータを訂正・取消する場合には、以下に述べる置換方式、あるいは赤黒方式によりそのデータを送付する。

- ・置換方式 訂正時にそのデータの『処理区分』を『変更』にして送付する。受信側では、この訂正データにより、対応するキーを持つ元データを置換する。なお、この訂正データ送付時には、内容変更のあった項目だけでなく、元データを変更のない項目も含めてすべて送信するものとする。

取消時には、『処理区分』を『削除』にしてデータを送付することにより通知する。この時、項目内容は元データと同一とする。

- ・赤黒方式 訂正時に打ち消すためのデータを訂正後の新たなデータの一組により通知する。打ち消すためのデータは、『処理区分』を『変更』にし、『赤黒区分』に『赤』をセットする。また、訂正後の新たなデータは、『処理区分』を『変更』にし、『赤黒区分』を『黒』にする。『赤』データでは、項目内容は元データを同一とするが、数量、金額の数値項目については負の数値（元データの数値と逆符号）をセットする。

取消時は、『処理区分』を『削除』にして通知するが、数量・金額の数値項目については負の数値（元データの数値と逆符号）をセットする。

取引条件、納入先、注文、注文エラー、注文確認、請求確認の各トランザクションの訂正方法としては置換方式を、出荷請求のトランザクションの訂正方法としては赤黒方式を採用することを推奨する。なお、支払、支払明細のトランザクションは、データ確定後に送信するものなので、通常に運用の中では訂正データは発生しない。

2. 注文・注文確認・出荷請求のレコード対応

注文・注文確認・出荷請求のレコード対応を説明するために、ここではこれらのトランザクションのキーとして使用される注文番号・受注番号・出荷報告番号・出荷請求番号の定義とその運用について述べる。

(1) 各番号の定義

- 注 文 番 号 : 発注者で注文する単位に付番された番号
(発注者企業コード、部門コード毎に重複なく付番)
- 受 注 番 号 : 受注者で注文番号に対応して付番された番号・出荷指図番号も可
(受注者企業コード毎に重複なく付番)
- 出荷報告番号 : メーカー側で商品の出荷報告単位に付番された番号
(受注者事業コード毎に重複なく付番)
- 出荷請求番号 : メーカー側で商品の出荷請求単位に付番された番号
(受注者企業コード、出荷報告番号毎に重複なく付番)

(2) トランザクションとの関係

各番号はトランザクション毎に以下のように必須項目となり、それぞれにこの番号がキーとなって対応づけられる。

◎：必須項目

	注 文	注 文 確 認		出荷請求
		未処理・保留	確定	
注文番号	◎	◎	◎	◎
受注番号			◎	◎
出荷報告番号				◎
出荷請求番号				◎

*受注番号は、注文確認の未処理・保留時から付番しても良い。

(3) 使用例

① 通常（1件の注文を出荷請求まで1件のままで処理）の場合

	注文番号	受注番号	出荷報告番号	出荷請求番号
注文	C 1 0			
注文確認（確定）	C 1 0	J 1 0		
出荷請求	C 1 0	J 1 0	H 1 0	S 1 0

② 受注時分割（1件の注文を受注時に2件に分割処理）の場合（分納）

	注文番号	受注番号	出荷報告番号	出荷請求番号
注文	C 2 0			
注文確認（確定）	C 2 0	J 2 1		
注文確認（確定）	C 2 0	J 2 2		
出荷請求	C 2 0	J 2 1	H 2 1	S 2 1
出荷請求	C 2 0	J 2 2	H 2 2	S 2 2

③ 出荷時分割（1件の注文を出荷時に2件に分割処理）の場合（分納）

	注文番号	受注番号	出荷報告番号	出荷請求番号
注文	C 3 0			
注文確認（確定）	C 3 0	J 3 0		
出荷請求	C 3 0	J 3 0	H 3 1	S 3 1
出荷請求	C 3 0	J 3 0	H 3 2	S 3 2

④ ①の出荷請求に対する赤黒訂正の場合

出荷請求（赤）	C 1 0	J 1 0	H 1 0	S 5 1
出荷請求（黒）	C 1 0	J 1 0	H 1 0	S 5 2

3. 取引量の表現

(1) 取引量を表現する項目とその定義

注文数量	：	発注者側からの商品の注文数量
注文・販売個数	：	発注者側からの商品の注文個数及び販売個数
注文数量単位	：	発注者側からの商品の注文数量の単位
販売数量	：	受注者から発注者側への商品の受渡し数量（単価単位数量）
金額算出数量	：	値引き等の金額を算出するための数量
荷姿	：	商品の包装形態（包装単位当りの入数を含んでも良い）
容量	：	包装単位当りの入数

(2) 各トランザクションとの関連

	取引 条件	納入 先	注文	注文 エラー	注文 確認	出荷 請求	◎必須 請求 確認	○任意 支払 明細	□補完 支払
販売単価	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
単価単位	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
注文数量			◎	○	◎	○	○	○	
注文・販売個数			□	○	○	○	○	○	
注文数量単位	○		◎	○	○	○	○	○	
販売数量					○	◎	◎	◎	
金額算出数量						◎	◎	○	
荷姿	○		□	□	○	○	○	○	
容量	○		○	○	○	○	○	○	

(3) 運用補足説明

- ① 注文数量単位は通常、取引条件において前もって定義される。注文トランザクションでは、この注文数量単位に合わせて『注文数量』をセットする。
- ② ドラム物などで荷姿（容量）が指定されている時には、注文個数をセットして注文数量を省略することを可とする。この時、容量×注文個数＝注文数量となる。注文個数、注文数量ともにセットされており、容量×注文個数＝注文数量とならない時には、注文数量を正とする。
- ③ 受注者側は注文確認トランザクションで販売数量をセットする。注文数量単位と単価単位が異なる時には、この時点で換算を行う。分割受注となり、注文確認トランザクションが2件以上に分かれる時には、注文数量、販売数量とも分割してセットすることを原則とする。

- ④ 販売数量は取引量の集計に利用可能な数値として扱うのに対し、金額算出数量は、単価・金額に対応した数量を表現するために用いる項目であり、通常両者は同一の数値となるが、以下の例のように値引き等の場合には区別して使用する。

例) 1 オーダーで 10 T を超える時、値引きするという条件で 15 T の取引の場合
処理方法によって通知方法としては以下の 2 形態がある。

形式 1

	販売数量	金額算出数量	販売単価	販売金額
No1	15T	10T	@	10T 分の金額
No2	0	5T	@(値引き後)	5T 分の金額

形式 2

	販売数量	金額算出数量	販売単価	販売金額
No1	15T	15T	@	15T 分の金額
No2	0	5T	@(値引き分)	5T 値引金額

この形式では No2 は販売単価、販売金額ともマイナス

4. 取引条件トランザクションの詳細

(1) 標準的な運用

① 取引条件トランザクションの用途、利用方法に関わる補足

本トランザクションは契約情報(価格及び決済に必要とする条件項目)を連絡するものであり、発注者側では注文入力時にこの契約情報を参照し、注文データにその契約番号をセットする。契約情報は基本情報であり、発注者側では注文入力時に取引条件の項目内容の変更・追加を行うことも可とする。したがって、個別取引としての注文データを取引上の正データとする。

なお、実際の運用においては当事者間で詳細検討を行い、注文時には設定情報の変更をできないようにするなどの取決めをしても良い。

② 取引条件の設定単位

基本的には、取引ルート・品名単位の設定にするが、銘柄群が同一単価時の設定を一つにするかどうか、割増単価の扱い等については当事者間で運用を取決める。

③ 変更等と伝送

基本的に販売条件データの変更は都度伝送する。ただし、スポット的な単価変更については対象外としても良い。

④ 取引条件のトランザクションのキー項目

契約番号の付番定義単位の違いから標準化が難しいが、概ね次の2通りが考えられる。

[受注者企業コード+契約番号+実施年月日]

[受注者企業コード+契約番号+実施年月日+品名]

望ましくは前者であるが、両者を包含するものとして、後者を推奨する。

⑤ 契約番号の付番定義単位

一般的に次のようなパターンが考えられる。

[発注者+2次店+(3次店)+需要家+品名+納入先]

[発注者+2次店+(3次店)+需要家+品名]

[発注者+2次店+(3次店)+需要家] 等

受注者側のシステムの違いから標準化が難しく、特に一つのパターンに限定しないものとする。

(2) スポット取引の運用

販売条件として設定されていない新規の取引が発生した時、あるいはその時限りのスポット取引が発生した時の対応としては、次の2つの運用が考えられる。

ひとつは、必ず即時にメーカー側へ連絡し、スポット取引であってもその都度新たな契約番号を設定する運用である。

もうひとつは、スポット取引用の契約番号を設定しておく運用であり、この場合には受注者側

は予めスポット取引用の取引条件を設定し、発注者に送付しておく。

スポット項目を何にするかは、当事者間で取決めを行い運用する。なお、ここでのスポット項目とは、本来必須である品名などを未定として、発注者が注文入力するときに任意指定できるものと定義する。スポット項目は、取引条件トランザクション上はブランクないしゼロ値設定とし、当該項目が注文入力で必須項目である時は、発注者側での注文入力時に未入力はエラーとするような工夫が必要になる。

2つの運用方法の内、どちらを採用するかは当事者間で決定する。

(3) 単価トランザクションの運用

単価情報を取引条件トランザクションと分離し、単価トランザクションとして別に送付する運用も考えられ、当事者間で合意が得られれば、そのような運用を行っても良い。

この場合、単価トランザクションとしてのデータ交換項目としては、

〔キー項目+単価〕 となり、この時のデータ種別は『1110』を使用する。

(4) 組織変更連絡トランザクションの運用

発注者・受注者の部門コードは、通常それぞれ商社・メーカーの組織に対応させてコード化し、運用される。また、これらのコードは、データ受信後にそのデータの配信に利用されることが多く、組織変更時には、部門コードの変更・追加を相手に通知する必要がある。

そのため組織変更連絡を取引条件トランザクションと分離し、組織変更連絡トランザクションとして別に送付する運用も考えられ、当事者間で合意が得られれば、そのような運用を行っても良い。

① 通知情報

組織変更の日付と旧組織と新組織の対応を連絡することになるが、組織統合・分割があるため、契約番号と対応させて通知する必要がある。

この場合、データ交換項目としては、

〔契約番号〕 + 〔旧発注者コード（企業コード+部門コード）〕 +

〔新発注者コード（企業コード+部門コード）〕 + 〔実施年月日〕

となり、この時のデータ種別は『1120』を使用する。

② 受注者側の組織変更時

取引条件トランザクションにより、新規・変更・削除を通常の運用にしたがって発注者側に通知する。

③ 発注者側の組織変更時

発注者側から本情報を通知するためのトランザクションは定義されていないため、書状あるいは磁気媒体（磁気テープ、フロッピー等）で相手に連絡する。

当事者間で合意されれば、オプショントランザクションとして電送で運用しても良い。

④ 取引データへの組織変更の適用について

発注者は、注文データを作成する時点において取引条件の設定を参照し、その定義にしたがって発注者部門コードや受注者部門コードを設定することになる。

この注文データに基づいた注文確認、出荷報告の各トランザクションでは、注文時にセットされた発注者部門コード、受注者部門コードを引き継ぐことを原則とする。すなわち注文データ発生後に起こった組織変更については、これを反映させない。

バックオーダーのような出荷報告から発生する取引データについては、受注者側で最初にデータを作成することになる。この時は、受注者側において、取引条件の定義にしたがって発注者・受注者部門コードを設定する。

5. 納入先トランザクションの詳細

(1) 標準的な運用

納入先トランザクションは、納入先の名称・住所等の情報とその納入先に付けられた納入先コードを連絡するのに用いる。

納入先の企業コードはC Cコードとしての産業情報化推進センター企業コードを用いるのが望ましいが、登録が困難な場合には、S Cコードとして当事者間で定めたコードを使用しても良い。なお、この場合には、配送に絡んで納入先の最新情報を把握しやすいメーカー側コードを利用するのが多くの場合妥当と考えられる。

S Cコードで納入先コードを送付する場合には、納入先企業コードの上1桁に『*』をセットして識別し、企業コードの残り5桁と部門コード6桁の計11桁を用いる。

(2) 新規・スポット取引で納入先コードが未決定の場合の運用

納入先コードが未決定の取引が発生することを想定して、あらかじめメーカー・商社間で必要な数のダミーのコードを取決め、両社の納入先マスターに登録しておく。

このダミーコードを使用する場合には、納入先を特定するために、注文トランザクション以降には納入先名称・住所を正確にセットする。

6. 注文トランザクションの詳細

(1) 運用

発注者は、注文単価毎に一件の注文データを発注処理で作成する。なお、本B Pでは1品名1件の形式を前提としているので、客先からのオーダーが複数品名（複数行伝票）の場合には、各行データ毎に注文データは分割して扱う。

(2) 注文数量の表現

- ① 注文数量は、取引条件によって前もって定義された単位、あるいは暗黙に定められている単位にしたがって表現する。（注文数量単位はデータ交換上任意項目としている）

したがって、取引条件は kg で扱うことになっているある品目を、注文時に注文数量をトンの単位で表現し、注文数量単位に『トン』をセットするといった運用はしないことを原則とする。

- ② 注文数量（取引量）の代表的な表現の例を以下に示す。

注文数量	注文・販売個数	注文数量単位	荷姿	容量
10	--	m	シート	--
1000	--	kg	ドラム	25(kg)
注文数量により数量を通知				
--	40	kg	ドラム	25(kg)
注文個数により発注量を通知				
この時、注文数量は 1000(kg) と計算される。				
980	40	kg	ドラム	25(kg)
双方が指定されている時には、注文数量 980 を発注量として扱う				

なお、『注文数量単位』『荷姿』『容量』は任意項目であり、データ交換の対象とするか否かは当事者間で取決める。

- ③ 返品オーダー時には、『取引区分』に『返品』をセットし、注文数量は負の数値をセットするものとする。

7. 注文確認トランザクションの詳細

(1) 運用

受注者は、受け取った注文トランザクションに対し注文受付処理を行い、注文エラーとしなかった注文トランザクションに対する受諾あるいは処理の状況を、注文確認トランザクションを使用して発注者に伝送する。

この時、以下の処理区分により、処理の状況を通知する。

- ・注文トランザクションの受信確認を返す。 (受注者処理区分＝未処理)
- ・受注者側の状態を通知する。 (受注者処理区分＝保留、無効)
- ・注文が確定したことを通知する。 (受注者処理区分＝確定、確定 (変更))

① 注文トランザクションの受信確認 (受注者処理区分＝未処理)

注文トランザクションのデータにエラーが無く、かつ受注者側のシステムとして受け付けられたことを発注者に知らせる。この時、注文内容はそのまま返される。受注番号も一般的にはまだ付番されないが、この時点から付番する運用も可とする。

② 受注者側の状態を通知 (受注者処理区分＝保留)

受注者側は注文を確認しただけであり、何らかの理由により保留状態になっていることを通知する。この時にも、注文内容はそのまま返される。受注番号も一般的にはまだ付番されていないが、この時点から付番する運用も可とする。

③ 受注者側の状態を通知 (受注者処理区分＝無効)

すでに受注者側で受け付けた注文に対し、変更 (取消) の注文トランザクションが伝送された時に、受注者側が注文確定の状態、又は出荷済の状態の時、その変更 (取消) の注文トランザクションデータが無効であることを発注者に知らせる。

あるいは、新規注文であるが、その注文に対し受注者側が全く対応できない (在庫無し等) 時、これを発注者に知らせる。

④ 注文の確定 (受注者処理区分＝確定、確定 (変更))

受注者側で注文を確定した時にこれを通知する。この時、受注者は、発注者の数量等の注文の内容を変更することがある。 (『数量変更区分』が『変更不可』でない時) 注文内容を変更して確定した場合には、注文確認トランザクションにその変更した内容をセットして通知し、また受注者処理区分には可能な限り『確定 (変更)』の区分をセットする。

受注者側で出荷指図を複数に分割することがあるので、1注文に対し複数の注文確認が返されることがある (この時、受注番号は個別に付番される。)

(2) 処理区分の運用

受注確認トランザクションのキーは、

受注者企業コード+受注番号+発注者企業コード+発注者部門コード+注文番号であり、処理区分（新規、変更、削除）の設定は、この単位に合わせて行う。

① 標準的な運用

注文データに対し、一旦『未処理』あるいは『保留』で注文確認を返信する時には通常は受注番号を付番せず、『処理区分』には『新規』を設定する。

後日、受注が確定した段階で『確定』あるいは『確定（変更）』を送信する時には受注番号が付番される。受注番号は新規の番号であるので、この時の『処理区分』も『新規』を設定する。

このように、『未処理』⇒『保留』、『未処理』⇒『確定』、『保留』⇒『確定』の状態変更に関しては、『処理区分』は『変更』ではなく『新規』を設定する。

『確定』状態の中でデータの変更・取消時には、『処理区分』はそれぞれ対応する『変更』『削除』を使用して通知する。

② 分割受注時

1 注文を受注者側で分割して受注した時には、それぞれ別の受注番号が付番された複数件の受注確認レコードを送信する。この時、それぞれの受注番号としては通常は新規のデータとなるので、各レコードの『処理区分』は『新規』を設定する。

③ 未処理・保留時に受注番号を付番する運用の時

受注者によっては、注文データを受け取れば、未処理、保留時点でも、受注番号を付番する運用を行うところがある。この場合には、すでに受注番号が存在しているので、『未処理』⇒『保留』、『未処理』⇒『確定』、『保留』⇒『確定』の状態変更に関しても、『処理区分』は『変更』を設定する。

(3) 省略形式による伝送

『処理区分』が『未処理』『保留』『無効』のデータは、この状態を発注者側に通知するだけの情報であるので、当事者間で合意されれば、この時に限り交換データとして

〔キー項目+受注者処理区分+ターンアラウンド情報〕

といった短縮フォーマットを採用しても良い。この時、データ種別は『1531』を使用する。

8. 注文エラートランザクションの詳細

受注者は注文データをシステム条件によりチェックし、誤り又は不備が判明した場合には、注文エラートランザクションで発注者に通知する。この時、判明したエラーの理由は『エラー理由』の項目に付表3のコードでセットし、エラー内容の補足説明は必要に応じて「エラーコメント」の項目にセットする。

受注者側のシステムで、エラーチェックをどのようなロジックで、どこまで行うのかは各社の運用・業務システムに任される。

9. 出荷請求トランザクションの詳細

(1) 出荷請求区分の運用

出荷報告と請求を別個に送信するか、出荷報告兼請求データとして送付するかは、当事者間で取決めて運用するものとし、この区分は出荷請求トランザクション中の『出荷請求区分』にセットして通知する。

各出荷請求区分の意味は、以下の通り。

- ①『出荷のみ』：納入先に出荷したことを出荷単位毎に発注者に通知する情報
- ②『請求のみ』：従来の紙の請求に代えて、代金の請求を行う情報
- ③『出荷請求』：上記の二つの性格を合わせた情報

(2) 送信サイクル

『出荷のみ』及び『出荷請求』は、原則として日単位、『請求のみ』は、請求締め日単位のサイクルで送信する。

(3) 出荷報告番号と出荷請求番号

- ① 出荷報告番号は、各出荷単位毎に付番される番号であり、出荷段階での出荷ロットの分割等によって、受注番号から更に細分化することがある。
- ② 出荷請求番号は、代金の請求単位に付番される番号で、原則として各出荷単位であるが、赤黒訂正ではそれぞれ元の番号とは別番号となり、また遡及訂正等では、一括した別の番号となることがある。

(4) 内容訂正時の運用

- ①『出荷のみ』＋『請求のみ』の組合せで運用する場合、『出荷のみ』と『請求のみ』とは、別の情報として扱う。したがって、新たに『請求のみ』のデータを送信する時には『出荷のみ』から『請求のみ』への訂正扱いは行わず、『処理区分』は『新規』とする。
- ②『出荷のみ』、『請求のみ』、『出荷請求』の各区分データの中での訂正は、赤黒方式で行う。キーはいずれも〔出荷請求番号＋出荷報告番号〕とする。

なお、赤データでの数量・金額項目はマイナス表現とする。

(5) バックオーダーの扱い

需要家や2次商社から発注者を經由せずに、直接オーダーが受注者に連絡されてデリバリーされるケースにおいても、可能であれば発注者側で注文データから発生させる。

ただし、当事者間で合意が得られれば、対応する注文トランザクションなしに出荷請求トランザクション以降のみ発生させて処理することも可とする。このデータでは、注文番号は一般的にはセットせずに、『バックオーダー区分』に『バックオーダー』をセットする。

(6) 一括遡及訂正

単価訂正等を過去に遡及して行う時、対応する個別明細の赤黒データを発生させることができないケースでは、一括遡及データとして取り扱うことになる。この時、この一括遡及用の注文を発注者側で入力して注文トランザクションから処理する運用と、出荷請求トランザクション以降のみ発生させて処理する運用がある。どちらを採用するかは当事者間で取決めるものとする。

後者の運用の場合には、『遡及区分』に『一括遡及』（あるいは『遡及』）をセットして、一括遡及データであることを通知する。また、一般的には注文番号はセットされない。

(7) 先方検収

納入先での検収数量により数量を確定させる先方検収の取引は、『数量確定区分』に『先方検収数量』をセットすることにより、区分して表すことができる。

出荷請求トランザクションの『販売数量』には、通常は出荷数量がセットされて報告される。先方検収取引では、受注者が先方検収の確定情報を把握した時点で、この数量を『販売数量』にセットし、出荷請求の訂正データとして、この情報を発注者に通知する。

なお、先方検収の数量が確定するまで出荷請求を送付しない運用もある。

10. 請求確認トランザクションの詳細

(1) 請求確認区分毎の運用

請求確認区分により、『一致』『不一致』『未処理』を区分して送付する。ただし、『不一致』データの交換は必須とするが、『一致』データ、『未処理』データを交換するかどうかは、当事者間で取決めて運用する。支払対象か否かが明確になるような組合せとする必要がある。

ここで、各請求確認区分の意味は、以下の通りとする。

①『一致』：当該請求データが支払対象となったことを通知する情報

②『不一致』：何らかの差異があり、その原因・内容を通知する情報

このデータを送信する時には、不一致となった理由は付表3のコードに従い『エラー理由』にセットし、各項目には発注者側の認識データを埋める。

③『未処理』：商社側の照合チェックが未だ実施されていないことを通知する情報

締切日まで、この②③の状態にある請求データは原則として支払対象外となる。また、『一致』データを送信しない運用では、この②③が送信されない請求データは、支払対象となっていることを示す。

(2) 送信サイクル

①『一致』データを送信する運用の場合

『一致』『不一致』『未処理』の各データを、新たにその区分の状態になった時に送信する。

②『一致』データを送信しない運用の場合

『不一致』『未処理』のデータを原則として毎日、当該請求データが支払対象となるまで継続して送信する。

(3) 状態変更時の運用

①『一致』『不一致』『未処理』の各データは、いずれもある時点での当該請求データの状態を通知するものであり、それぞれ別の情報として扱う。したがって、各状態間で変動があった場合でも、訂正データ扱いはせず、『処理区分』『赤黒区分』等は、元の請求データの内容のままとする。

②キーは、いずれも〔出荷報告番号＋出荷請求番号〕とする。なお、当事者間で合意が得られれば、同一出荷報告番号について赤黒データがある時に、最新の黒データに対する請求確認のみ送信する運用とすることも可とする。

(4) 省略形式による伝送

『一致』及び『未処理』データは、一致したこと、あるいは未処理であることだけが通知されれば良いので、当事者間で合意されれば、交換データとしては

〔キー項目＋ 請求確認区分＋ターンアラウンド情報〕

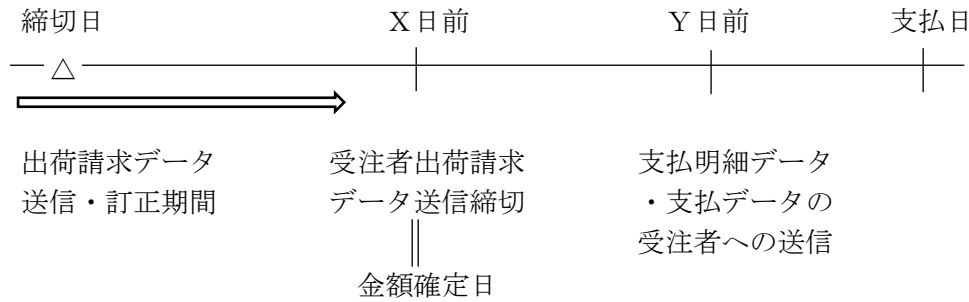
といった短縮形を採用しても良い。この時、データ種別は『1721』を使用する。

1 1. 支払・支払明細トランザクションの詳細

(1) 運用

発注者は、日々送信される出荷請求データの内、ある支払日に支払う対象データについて、支払日のX日前までに金額と内容を確認した上で支払データと支払明細データを作成し、Y日前に受注者に送信する。X日、Y日を何日にするか、あるいはどの範囲のデータを支払対象とするかについては、当事者間で取決める。

決済条件



金額確定日までに不一致データとして残っているものは、原則として支払対象から外れ、翌月以降の支払に繰り延べられることになる。したがって

『支払明細データ』＝『出荷請求データ』－『不一致データ』－『未処理データ』の分となり、この内で支払日に現金払いされるもの、支払日を起算日とする手形のもの、及び、支払日を起算日とする期日現金のものが送信処理対象となる。すなわち、期日現金については、この時点で実支払金額を確定させる。

(2) 支払明細トランザクションと 支払トランザクションの対応

支払明細トランザクションは、支払をする対象の出荷請求データを明細に対応させて通知する情報であり、これに対し支払トランザクションは、その支払を行う単位及び支払方法を通知するもので、手形や小切手支払のものでは手形（小切手）番号を付与しその番号毎に送信する。

支払明細と支払のデータは、以下の例のように支払整理番号によって対応づけ、この支払整理番号は同一支払条件毎に付番する。

例) 『支払明細トランザクション』

出荷請求番号	金額	支払整理番号	
000001	80 万	P0001	
000002	100 万	P0001	
000003	20 万	P0001	
000004	200 万	P0001	
000005	100 万	P0001	
000006	100 万	P0002	
000007	150 万	P0002	

『支払トランザクション』

支払整理番号	金額	手形番号	
P0001	300 万	xxxxxx	
P0001	200 万	yyyyyy	
P0002	250 万	zzzzzz	

上記の例では、P0001 でくくられた合計金額 500 万が 300 万と 200 万の 2 件の手形に分割されて支払われることが表されている。

このように、受注者側では支払整理番号によって、支払明細データがどの手形（小切手）番号で支払われるかを紐付けることができる。

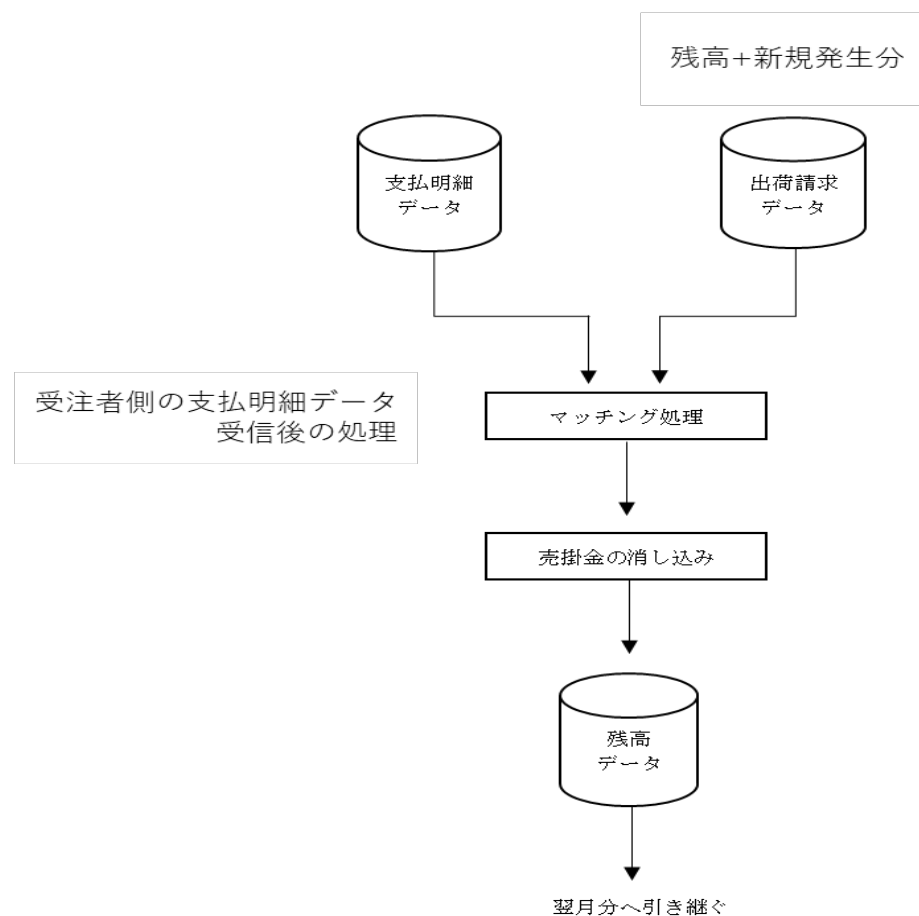
（３）部分支払

1 件の出荷請求データに対し、その金額の一部分のみを部分支払する運用は不可とする。このような必要性が生じた場合には、受注者側と協議の上、出荷請求データの訂正により金額分割をして対応する。

（４）手形番号・小切手番号のセット

受注者は、この支払・支払明細データにより、下図のように売掛金データの自動消込み処理が可能となる。しかしながら、発注者側ではこのような手形・小切手番号のセットは社内システムの仕組み上、難しいケースも想定される。

この場合には、当事者間の取決めにより、支払トランザクションの手形・小切手単位でのデータ作成、及び手形・小切手番号のセットは行わない運用も可とする。ただし、この時でも、同一支払条件毎に支払整理番号は付番し、この番号により支払・支払明細トランザクションを対応づけるものとする。



Ⅲ-5 受信確認メッセージ（オプション）

JPCA-BPでは、送信電文が確かに相手先に着信したかどうか確認するために利用できるトランザクションとしては、『注文』に対する『注文確認トランザクション』があるが、この他には、そのためのトランザクションは特に定義をしていない。したがって、注文以外のデータに対して受信を確認したい場合には、何らかの方策を考える必要がある。

例えば、発注者・受注者間の接続形態が直結の場合には、先方への着信は一般的には通信パッケージの機能で確認できる。また、VANを経由する場合には、先方がVANからデータを受信したかどうかを問い合わせできる機能をVANが提供している場合が多く、これを利用すれば、確認することも可能と考えられる。

しかしながら、今後はこの他に、発注者側・受注者側とも異なるVANを利用して通信を行うケースも想定される。このような2つのVANを介した接続形態の場合には、送信電文が最終の相手先に着信したかどうかの確認は一般的には難しい。

そこで、エンドツーエンドでデータ授受を確認する方法として、新たに『受信確認メッセージ』を規定することとする。

『受信確認メッセージ』の構造及び内容は、CIIシンタックスルールに従うものとする。これに伴ない、データ種別の共通コードに「9001」（受信確認電文）を追加する。

『受信確認メッセージ』の利用はオプションであり、受信確認を取り交わすかどうか、どのトランザクションに対し適用するか、返送タイミング等については、当事者間の取決めとする。また、受信確認の利用は、接続形態が2つのVANを介するケースに限定するものではない。

IV データ交換規約

データ授受での標準メッセージのフォーマットと項目について前章まで述べてきた。
本章では、この他にデータ交換にあたって取決めが必要となる規約について述べる。

IV-1 シンタックス・ルール

Ⅱ章、Ⅲ章で規定された各情報は、本節で規定するアプリケーションレベルの電文構成規約に基づいて表現した上で送受信を行うものとする。

なお、本ビジネスプロトコルで用いるシンタックス・ルールは、基本的にC I I シンタックス・ルール（TYPE 12）に準じている。したがって、C I I トランスレータにより扱うことができ、またその場合には以下に述べるデータ交換の内部構造と自社業務ファイルとの変換はトランスレータに任せることができる。

1. 使用文字コード

(1) 1バイト系（全般）

通信上は使用文字コードとしてJ I Sコードを用いるが、各社で処理する機器がオフコン以上の機種となることが想定されるため、使用文字種としてはE B C D I C（カナあり）に従う。したがって、下表のように機能キャラクタ及び英小文字等を除いた文字を以下のコードで扱う。

表 4-1 キャラクターセット（1バイト系－全般）

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0																
1																
2	SP	!	“	#	\$	%	&	‘	()	*	+	,	—	.	/	
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	:	;	<	=	>	?
4	@	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
5	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z	[	¥	]	^	—
6	`	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o
7	p	q	r	s	t	u	v	w	x	y	z	{		}	—	
8																
9																
A		。	「	」	、	・	ヲ	ア	イ	ウ	エ	オ	ヤ	ユ	ヨ	ツ
B	一	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ
C	タ	チ	ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ	ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ
D	ミ	ム	メ	モ	ヤ	ユ	ヨ	ラ	リ	ル	レ	ロ	ワ	ン	ゝ	。°
E																
F																

(注) コードはHex表示、縦軸は上位4bit、横軸は下位4bit 網掛けの部分は使用禁止

(2) 1バイト系（メッセージグループヘッダーとメッセージグループトレーラ）

後述するメッセージグループヘッダーとメッセージグループトレーラについてのみ、コードは、下記に示すコード体系と文字種を用いなければならない。

表 4-2 メッセージグループヘッダーとメッセージグループトレーラ

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	A	B	C	D	E	F
0																
1																
2	SP															
3	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
4		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O
5	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z					

(注)コードは、Hex 表示、縦軸は、上位 4bit、横軸は、下位 4bit 網掛けの部分は使用禁止

(3) 漢字コード

漢字は、J I S 漢字コード体系を用いるものとし、文字種は J I S 非漢字、第 1 水準、第 2 水準までを原則とする。

2. データ交換構造

1 伝送単位は、1 つ又は複数のファイルを含むことができ、1 つのファイルは 1 つ又は複数のメッセージグループで構成される。1 つのメッセージグループは、同一トランザクション種別のレコードの集まりであり、メッセージグループヘッダーとメッセージグループトレーラではさむ必要がある。この構造を以下に示す。

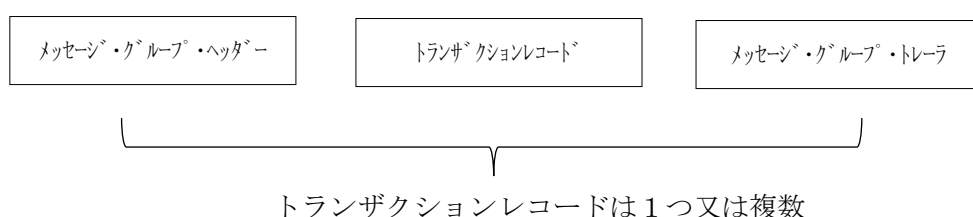


図 4-1 メッセージグループ

各トランザクションレコードは、可変長レコードであり、レコードヘッダーとデータエレメント (TFD)、レコードトレーラで構成される。全体の階層構造とデータエレメントの構造を次に示す。

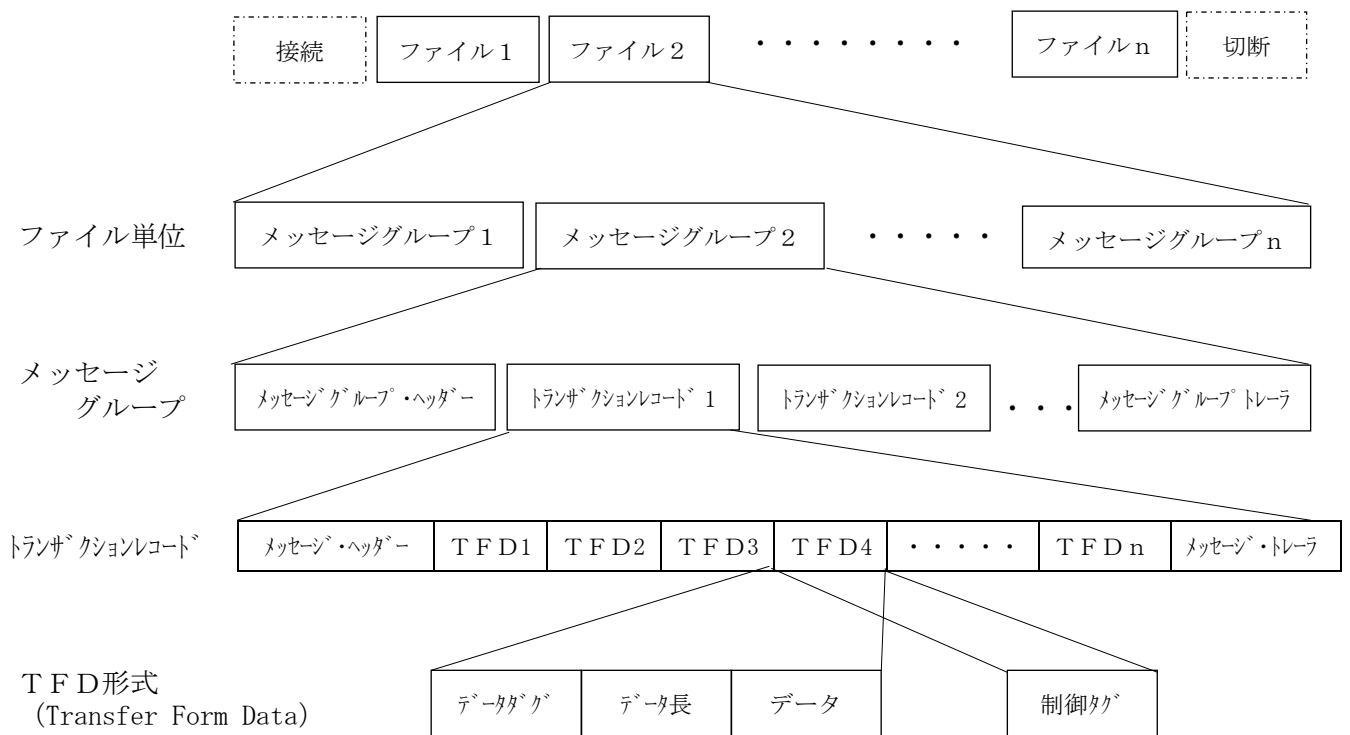


図 4-2 データ交換の階層構造

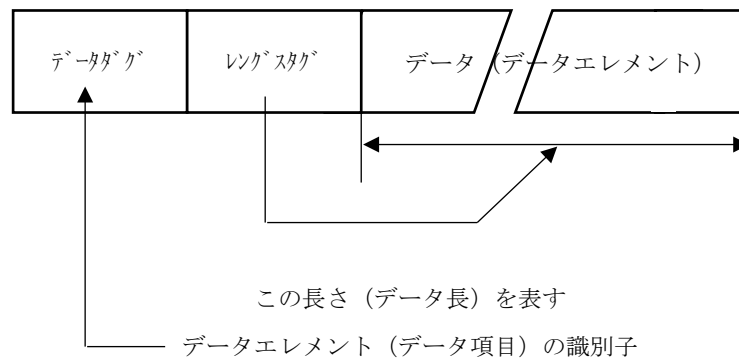


図 4-3 データエレメントの一般構造

データエレメントは、TFD (Transfer Form Data) 形式で伝送される。TFDはデータエレメントにデータタグ及びデータレングスタグが追加されたものであり、一つのトランザクションレコードは、このTFDを必要数集めて構成される。

3. メッセージ・グループ・ヘッダーとメッセージ・グループ・トレーラ

同一トランザクション種別のレコードの集まりをメッセージグループと呼ぶ。

図 4-1 にすでに示したように、一つのメッセージ・グループには、トランザクション・レコードの集まりの先頭と終わりに、メッセージ・グループ・ヘッダーとメッセージ・グループ・トレーラを置く。

(1) メッセージ・グループ・ヘッダー

メッセージ・グループ・ヘッダーは、下図に示すような一つの 251byte 固定長のレコードに格納する。

分割 区 分	レコー ド 区 分		発信センター コード*		発信者 コード*	受信センター コード*		受信者 コード*	B P I D			リ ザ ー ブ	情 報 区 分	第 1 トータル 項目 No.		フォーマット I D	リザーブ
			所属 VAN コード*	発信 センター コード*		所属 VAN コード*	受信 センター コード*		機 関		版			1	2		
1	1	1	12	12	12	12	12	12	4	2	2	12	4	3	3	2	10

byte 数

運用モード

サブ機関

(メッセージグループ・ヘッダーの続き)

作成日付時刻	リザーブ	シンタックス ID バージョン	拡張モード	分割モード	文字コード		非透過	第 2 トータル項目 No.		リザーブ
					8	16		1	2	
12	12	6	1	1	1	1	1	5	5	89

byte 数 (EIAJ シンタックスルールでは、定義されていない部分)

図 4-4 メッセージ・グループ・ヘッダーの構造

- ①分割区分 (0=X' 30')

(文字 1byte)

CII シンタックス・ルールの TYPE12 形式で、ヘッダーかトレーラであることを示す。
- ②レコード区分 (C=X' 43')

(文字 1byte)

メッセージグループ・ヘッダーであることを示す。
- ③運用モード

(文字 1byte)

(=X' 31')の時テスト・データを表す。(0=X' 30' 、△=X' 20')の時通常のデータを表す。
- ④発信センターコード

所属 VAN コード

発信センターコード

(文字 12byte)

(文字 12byte)

キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。

//

//
- 45

⑤発信者コード	(文字 12byte)	キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。
⑥受信センターコード		
所属VANコード	(文字 12byte)	キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。
受信センターコード	(文字 12byte)	〃
⑦受信者コード	(文字 12byte)	キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。
⑧B P I D		
(キャラクターセットと文字コードは表 4-2 を参照)		
機 関	(文字 4byte)	ユニークな、標準メッセージを管理する機関を表すコード「JPCA」
サブ機関	(文字 2byte)	大分類管理コード（標準メッセージ管理機関が管理するコード）「01」
版	(文字 2byte)	バージョン番号（標準メッセージ管理機関が管理するコード）「04」（第 4 版で項目追加を行ったメッセージ 1710（出荷／請求）、1720（請求確認）、1810（支払明細）、1820（支払）だけでなく、既存のメッセージについても反映する。修正は適宜、行なう）
⑨リザーブ	(文字 12byte)	将来の拡張エリア（all ブランク =X' 20' ）
⑩情報区分コード	(文字 4byte)	トランザクションの種別を表す。項目定義のデータ種別を参照。キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。
⑪第 1 トータル項目ナンバー	(文字 3byte*2)	縮小モードの時、ハッシュ・トータルに使う項目を指定する。項目 No.（データ・タグ値）が 999 以下の 9 属性の項目を指定する。2 つの項目を指定できる。ブランクを指定すると、ハッシュ・トータルを行わない。キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。利用は自由。
⑫フォーマット I D	(文字 2byte)	E I A J シンタックスルールとの互換を保つため 10=X' 3130' 固定とする。
⑬リザーブ	(文字 10byte)	将来の拡張エリア（all ブランク =X' 20' ）
⑭作成日付時刻	(文字 12byte)	メッセージグループの作成日付時刻 YYMMDDHHMMSS。文字コードは、表 4-2 を参照。
⑮リザーブ	(文字 12byte)	将来の拡張エリア（all ブランク =X' 20' ）
⑯シンタックス I Dバージョン番号	(文字 6byte)	シンタックスルール管理機関及びリリース・バージョン番号（CII100）を表す。キャラクターセットと文字コードは、表 4-2 を参照。
⑰拡張モード	(文字 1byte)	ブランク又は S の時、縮小モード（E I A J シンタックスルール互換モード）を表し、E の時拡張モードを表す。本 B P では、拡張モード E を使用する。文字コードは表 4-2 を参照。
⑱分割モード	(文字 1byte)	ブランク又は M の時、分割モードを表し、S の時、通常モード（レポート分割無し）を表す。どちらを採用するかは当事者間で取決める。文字コードは表 4-2 を参照。

⑱文字コード		メッセージをコーディングしている文字コードの種類を表す。文字コードは表 4-2 を参照。
8 b i t	(文字 1byte)	空白又は S の時、8bit 系文字が JIS-X0201 であり、P の時、それ以外を表す。本 B P では S を使用する。
16 b i t	(文字 1byte)	空白又は S の時、16bit 系文字が JIS-X0208 であり、P の時、それ以外を表す。本 B P では S を使用する。
⑳非透過モード	(文字 1byte)	空白又は S の時、透過モードを表し、M の時、非透過モードを表す。文字コードは表 4-2 を参照。本 B P では S を指定する。
㉑第 2 トータル項目ナンバー	(文字 5byte*2)	拡張モードの時、ハッシュ・トータルに使う項目を指定する。9 属性の項目を指定する。2 つの項目を指定できる。空白を指定するとハッシュ・トータルを行わない。文字コードは表 4-2 を参照。尚、縮小モードの時は、このエリアを空白にしなければならない。拡張モードの時は、㉑の第 1 トータル項目ナンバーは指定しても無視する。利用は自由。
㉒リザーブ	(文字 89byte)	将来の拡張エリア (all ブランク =X' 20')

(2) メッセージ・グループ・トレーラ

メッセージ・グループ・トレーラは、下図に示すような一つの 251byte 固定長のレコードに格納する。

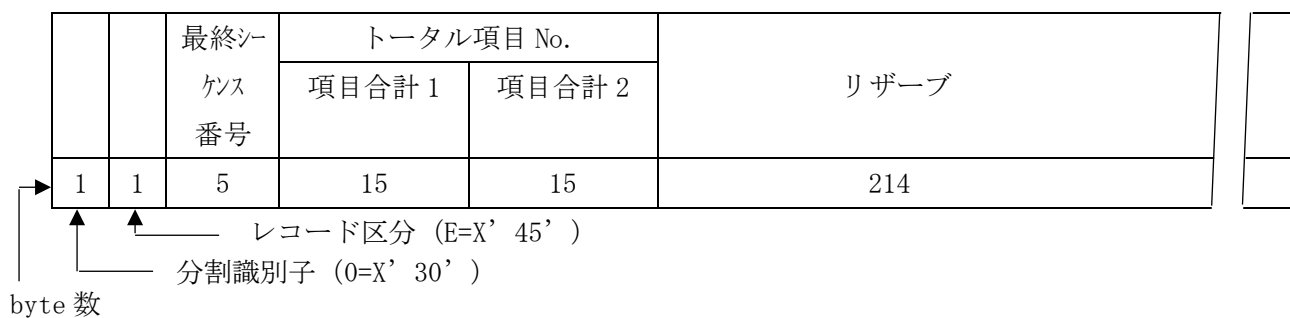


図 4-5 メッセージ・グループ・トレーラの構造

①分割識別子 (0=X' 30')

ヘッダーもしくはトレーラ・レコードであることを示す。

②レコード区分 (E=X' 45')

メッセージグループ・トレーラであることを示す。

③最終シーケンス No. (数値 15 桁アンパック形式)

直前のメッセージのシーケンス No. である。すなわち、メッセージの数を表す。メッセージが 0 件の時は、0 になる。文字コードは表 4-2 を参照。

(3) トータル項目 No.

項目合計 1 (数値 15 桁アンパック形式)

チェック用トータル数値 1、文字コードは表 4-2 を用いる。

項目合計 2 (数値 15 桁アンパック形式)

チェック用トータル数値 2、文字コードは表 4-2 を用いる。

⑤リザーブ (文字 214byte)

将来の拡張エリア (all ブランク =X' 20')

(3) チェック用トータル数値の算出方法

メッセージグループ・ヘッダーで指定された項目 No. (データ・タグ値) の数値データをメッセージ中から取り出し、全体の桁数が 15 桁より小さい時は、左側に 0 を必要な数だけ追加し、全体の桁数が 16 桁以上の時は、16 桁以上をカットして 15 桁にして加算する。

和が 16 桁以上になる時は、その都度 16 桁以上をカットして 15 桁にする。一つのメッセージグループ内の総計を、チェック用トータル数値とする。項目 1 と項目 2 それぞれ独立に、チェック値を計算する。

メッセージグループ・ヘッダーの拡張モード指示子で、縮小モード (ブランク又は S) が設定されている場合には、第 1 トータル項目ナンバー・エリアで指示された項目 No. (3 桁) の値でチェック値を計算し、拡張モード (E) が設定されている場合には、第 2 トータル項目ナンバー・エリアで指示された項目 No. (5 桁) の値でチェック値を計算する。

尚、ブランク (=X' 20') 又は 0 (=X' 30') の項目 No. が指定されている場合には、項目合計については、チェック用トータル数値を算出せず 0=X' 30' とする。

4. トランザクション・レコード

一つのトランザクション・レコードはメッセージとも呼ばれ、メッセージヘッダー、TFDエリア、メッセージトレーラで構成される可変長レコードである。

(1) メッセージの全体構造

図 4-6 の構造をとる。TFDエリアは可変長であり、この中にTFD形式のデータが收容される。TFD形式データの構造・詳細については後述する。

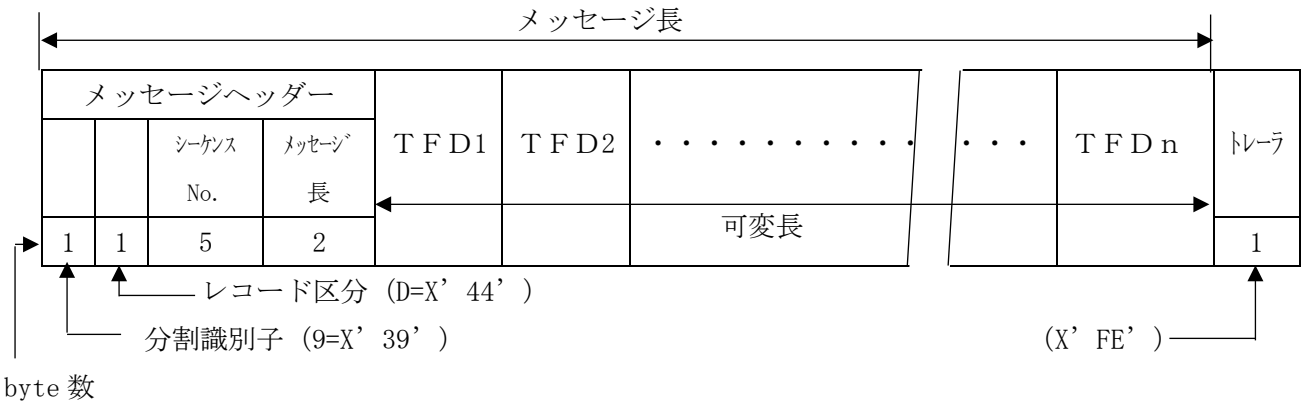


図 4-6 メッセージの全体構造

(2) メッセージヘッダー

メッセージヘッダーは各トランザクションレコード（メッセージ）の一部であり、各レコードの先頭部分に共通に置く。

- | | |
|----------------------------|---|
| ①分割識別子 (1=X' 39') | メッセージを收容したレコードの分割識別子 |
| ②レコード区分 (D=X' 44') | メッセージを收容したレコードであることを表す。 |
| ③シーケンス No. (数値 5 桁アンパック形式) | メッセージを收容したレコードの昇順の 5 桁のシーケンス番号である。メッセージグループ・ヘッダー・レコード直後のレコードの値は 1 で、以後 1 ずつ増加する。文字コードは、表 4-1 を参照。 |
| ④メッセージ長 (数値 2byte バイナリ形式) | メッセージを收容したレコードの先頭から、トレーラの手前までの全長を表す。
トレーラはこの長さに含まれないことに注意する。 |

(3) メッセージトレーラ

各トランザクションレコード（メッセージ）の最後尾に置かれ、TFDエリアの終わりを示す。メッセージトレーラであることを示すバイナリの 254 (X' FE') を置く。

5. TFDエリア

一つ又は複数のTFD形式データ1（データエレメント）と一つ又は複数のTFD形式データ2（TFD制御子）でTFDエリアを構成する。TFDエリアは可変長データエレメントの集合体である。TFDエリアの終わりにはTFDの最後であることを示す「X' FE'」を置かなければならない。「X' FE'」は、メッセージトレーラを兼ねる。

（1）TFD形式データ1（データエレメント）

各TFD形式データは以下の構造をとる。

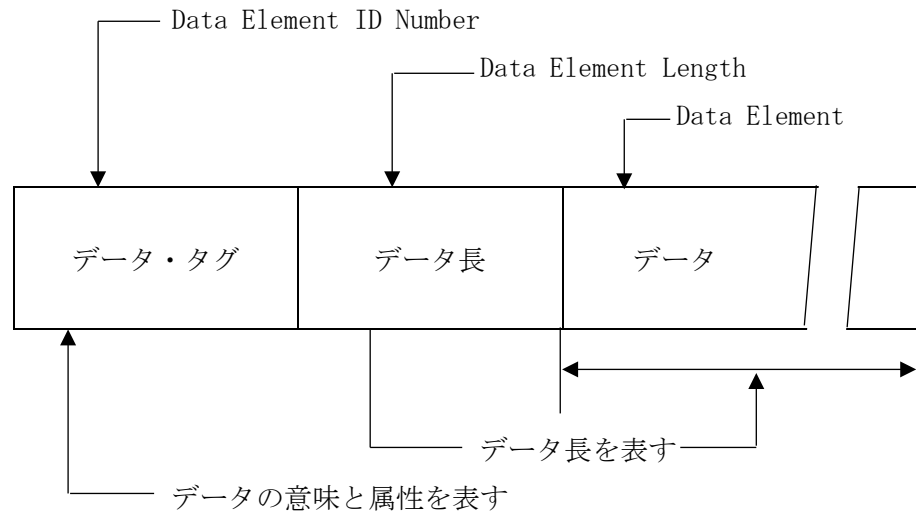


図 4-7 TFD形式データ

①データ・タグ

データ・タグにより、メッセージ内の項目を識別する。前述の項目番号を用いる。

データ・タグには、縮小モードと拡張モードがある。メッセージ内には、TFD形式のデータを格納するTFDエリアがあり、TFDエリア内の拡張モード指示子の左側が縮小モード、右側が拡張モードになる。TFDエリア内に拡張モード指示子がない時は、TFDエリア全体が縮小モードとなる（図 4-8 を参照）。縮小モードでは、データ・タグは 1byte の符号無バイナリの数値となり、1～239 の範囲の数値でデータエレメントの識別子を表す。拡張モードでは、データ・タグは 2byte の符号無バイナリの数値となり、1～61439 の範囲の数値でデータエレメントの識別子を表す。

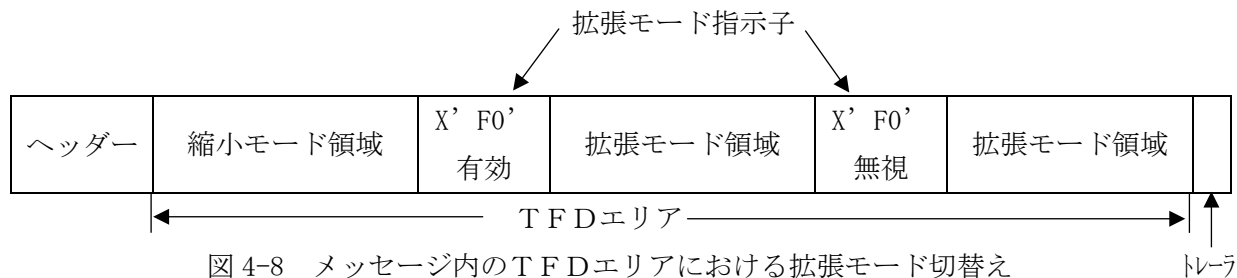


図 4-8 メッセージ内のTFDエリアにおける拡張モード切替え

②データ長

データ長は直後のデータエレメントの長さを byte 数で表す。1byte の符号無しバイナリ数値で表す。(1～239byte まで)

③データエレメント

項目データを格納する。数値データの左側のゼロあるいは文字列データの右側のブランクの省略を行うことができる。

a 数値データエレメント

「0」～「9」までの数字、正負符号（「+」及び「-」）及び小数点（「.」）で構成される。正負符号は常に数字列の先頭（左側）になければならないが、+符号は省略することができる。正負符号と最も左側にある有効桁との間にある「0」を省略することができる。小数点は「.」で明示される。小数点以下の桁については、最も右側にある有効桁よりもさらに右側にある「0」を省略することができる。

b 1 バイト文字列

最も右側にあるブランク以外の文字よりもさらに右側にあるブランクを省略することができる。

c 漢字文字列

最も右側にある漢字ブランク以外の文字よりもさらに右側にある漢字ブランクを省略することができる。なお、漢字文字列中に 1 バイト文字を混在して使用することは原則として許されない。

④データエレメントの省略

一つのトランザクションレコード（メッセージ）に含めなければならないデータ項目は、Ⅲ章に記述したようにデータ種別によって規定されている。しかし、任意の使用項目などはデータにより送信が不要となることが多く発生する。このような時、不要な項目はTFDとして省略することができる。

(2) TFD形式データ 2 (TFD制御子)

TFD形式データ 2 はTFD制御子としてTFDエリアのコントロールに用いられる。C I I シンタックスルールでは、TFD制御子は 1byte のバイナリの数値であり、ある種のTFD制御子は制御データを保持する。しかし本BPでは、制御データを必要とする制御子は使用せず、以下の制御子のみ用いる。

①拡張モード指示子 (X' F0')

TFDエリアにこの制御タグが出現すると、それより右側のTFDエリアは拡張モードになる。

IV-2 伝送方式

1. 伝送方式

データ交換には、原則として通信によるバッチファイル転送を利用するものとする。

(1) 適用回線^{※1}

インターネット、加入電話網、ISDN、専用線

※EDIの「2024年問題」への対応を考慮し、インターネットの利用を強く推奨する。

EDIの「2024年問題」の詳細については註釈1を参照のこと。

※これまで適用回線として記載されていた「DDX-C および DDX-P」は標準書第4版より当該記載の削除を行った。

理由は、2022年度CEDI-WGの中でその利用について確認したところ、どの会社も利用していないことが判明し、かつ当該サービス自体のサポートも終了していることが判明したため。

(2) 方 式

メーカー — 商社間個別交換方式 あるいは VANを利用した蓄積交換方式

(3) 通信プロトコル・伝送手順^{※2}

次の2つを標準とする

1. 全銀協標準通信プロトコル (TCP/IP 手順・広域 IP 網)

※石油化学工業協会としてはこちらの利用を強く推奨する。

本手順に関する詳細は、註釈1として記載のドキュメントを参照のこと

2. CII が推進する F 手順 (推奨回線以外の利用についても F 手順で利用可となる)

◆案内◆

これまで標準とされていたいわゆる全銀協標準手順（正式名称、全銀協標準通信プロトコル（ベーシック手順）および、全銀協標準通信プロトコル TCP/IP 手順）については、2023 年 12 月末に当該手順のサポートが終了されるため非推奨とする。

◆留意事項◆

注文・注文確認トランザクションのように送信に即時性が要求されるものについても、その伝送は時刻や伝送間隔を定めてのバッチファイル転送を原則とするが、合意が得られ、両社のシステム環境が許せばリアル送信を行っても良い。（ただし、本B Pではリアル伝送のデータ交換規約については規定していないので、当事者間にて細部を検討すること。）

(4) 通信フォーマット

当ビジネスプロトコルで定義されたトランザクション単位で、データ項目定義で定義されたデータ項目で構成される。

※データ項目等の詳細は「Ⅲ-3 データ項目とトランザクション関連表」参照のこと

(5) セキュリティ※²

次の通り、セキュリティ標準を設ける

- 全銀協標準通信プロトコル (TCP/IP 手順・広域 IP 網) 利用ケース -

信頼される第三者機関が発行したセキュリティ証明書（いわゆる SSL/TLS 証明書）を用いる以下方式を利用した伝送を標準とする

◆セキュリティ標準伝送方式

サーバ認証＋クライアント認証＋全銀認証方式

併せて、データ伝送時における脆弱性など各種リスクへの対応についても標準を設けた。

※いずれの詳細については、註釈 2 として記載のドキュメントを参照のこと

- CII 推進の F 手順利用ケース -

CII が推進する F 手順を用いる際は、当事者間相互で事前に合意したセキュリティポリシーに則り、相互順守しながら運用すること

※註釈 1

石油化学工業協会が策定した【EDI の「2024 年問題」への石油化学工業協会の対応基本方針】に則り、適用回線にインターネットを追加

当該対応基本方針については以下を参照のこと

https://www.jpca.or.jp/cedi/event/pdf/Corresponding_basic_policy.pdf

※註釈 2

(3)通信プロトコル・伝送手順ならびに、(5)セキュリティに関する詳細は、石油化学工業協会が公開している正式ドキュメント『石化協版 「全銀協標準通信プロトコル (TCP/IP 手順・広域 IP 網)」 利用ガイドライン SSL/TLS 方式編』を参照のこと

2. 伝送時のファイル名

全銀協手順によるファイル制御電文中のファイル名は、以下のルールで付けることを推奨する。

ファイル名 J P C A n n n n s s 00 (12 桁)

ここで

J P C A : 固定
 n n n n : データ種別 (付表 1 共通コード表参照)
 s s : サイクル番号 サイクル管理しない時は、 01 固定

伝送するファイルをトランザクション種別 (データ種別) 毎に設定せず、全トランザクション種別を一括して送信する場合には、データ種別には『1000』 (データ交換) をセットする。また、例えば『注文エラー』と『注文確認』を一括して送信する場合には、『1500』 (注文) をセットする。

IV-3 受信確認メッセージの構造

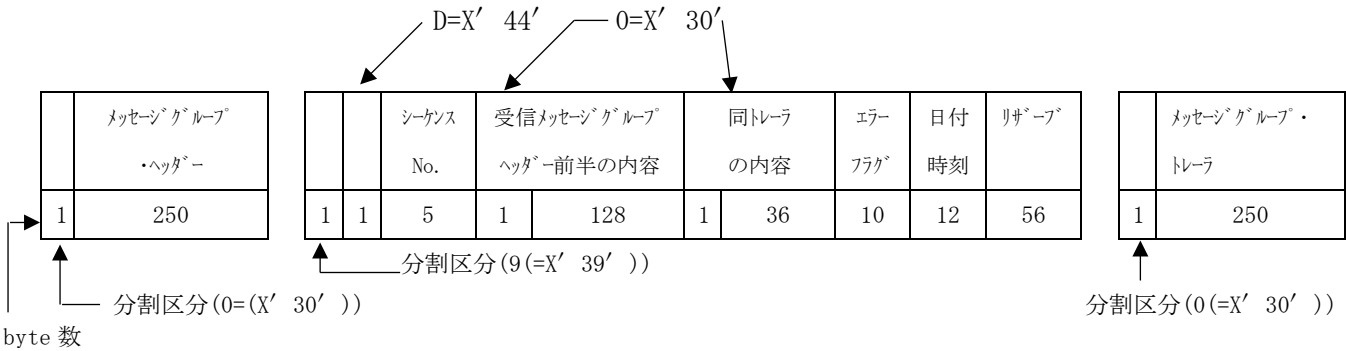


図 4-9 TYPE 12 の受信確認メッセージ

①メッセージグループ・ヘッダー (文字 251byte)

図 4-4 と同一の固定フォーマット

- a. 情報区分コード (文字 4byte) 9 0 0 1 (=X' 39303031')
- b. トータル項目ナンバー (文字 3byte*2) all ブランク (=X' 20') (ハッシュ・トータル無)
- c. フォーマット I D (文字 2byte) 受信確認電文 20 (=X' 3230')
- d. その他の項目 図 4-4 と同一内容

②受信確認メッセージ (文字 251byte)

- a. レコード区分 (文字 1byte) データレコード (受信確認メッセージ) であることを示す (D (=X' 44'))

b. シーケンス N o.	(数値 5byte)	通常 00001 (=X' 3030303031')
c. 受信メッセージグループ・ヘッダーの内容	(文字 129byte)	受信に成功したメッセージグループ・ヘッダーの分割識別子～作成日付時刻までの 129byte のコピー
d. 同トレーラの内容	(文字 37byte)	受信に成功したメッセージグループ・トレーラの分割識別子～トータル項目 N o. (項目合計 2) までの 37byte のコピー
e. エラーフラグ	(文字 2byte*5)	受信側で、受信用トランスレータでメッセージグループを処理した時発生したエラーのエラーコードをセットする。受信用トランスレータで検出したエラーのエラーコードを検出順に最大 5 個までセットできる。エラーコードは、表 4-3 を用いる。 all ブランク (=X' 20') か all ゼロ (=X' 30') の時、エラー無とする。
f. (作成) 日付時刻	(文字 12byte)	当該受信確認メッセージの作成時刻 (YYMMDDHHMMSS タイプ)
g. リザーブ	(文字 56byte)	将来の拡張エリア (all ブランク (=X' 20')
③メッセージグループトレーラ	(文字 251byte)	図 4-5 と同一の固定フォーマット
a. 最終シーケンス番号	(数値 5byte)	通常、00001 (=X' 3030303031')
b. トータル項目 N o.	(数値 15byte*2)	all ブランク (=X' 20') (ハッシュ・トータル無)
c. その他の項目		図 4-5 と同一内容

尚、受信確認メッセージは、一組のメッセージグループ・ヘッダーとメッセージグループ・トレーラの中に、複数個入れることも可能である。

表 4-3 受信確認電文で表示されるエラーコード (その 1)

エラーコード	エ ラ ー 内 容
△△ (ブランク)	エラーなし
0 0	エラーなし
0 1	取決め以外の情報区分コード (トランスレータの構造によっては、出力されない)
0 2	メッセージグループ・ヘッダーが見つからない
0 3	メッセージグループ・トレーラが見つからない
0 4	シンタックス I D の不正
0 5	分割識別子シーケンスエラー
1 0	未定義制御タグの検出
1 1	不正データ・タグ検出
1 2	マルチ明細ヘッダーが実行形式 S M テーブル上にない
1 3	マルチ明細トレーラが実行形式 S M テーブル上にない

1 4	固有側（標準側）繰り返しが標準側（固有側）繰り返しを超えた
1 5	データのレングスが最大値を超えた
1 6	チェック・サム項目の値が数値でない
1 7	数値変換の項目の値が数値でない
1 8	標準側データ長が固有側データ長より大きい
1 9	レコード区分がDでない（メッセージが見つからない）
2 0	過大レコード長
2 1	メッセージ・トレーラ（X' FE' ）がない
2 2	負のデータ有（9属性の時など）
3 0	シーケンスN o. が昇順でない
3 1	チェック・サムの数値がメッセージグループ・トレーラ上の数値と一致しない
3 2	実行形式SMテーブルサーチ不能
3 3	不正文字コードの検出
3 4	非透過モード時のメッセージ長不正

表 4－3 受信確認電文で表示されるエラーコード（その2）

エラーコード	エ ラ ー 内 容
3 5	縮小モード中のマルチ明細のネスト、もしくは拡張モードマルチ明細ヘッダー有り
4 0	UNAセグメントの不正
4 1	UNBセグメント無し
4 2	UNHセグメント無し
4 3	UNTセグメント無し
4 4	UNZセグメント無し
9 9	その他のエラー

V 運用方法

JPCA-BPは石化協加盟各社の現時点での意向を反映し作成されたものであるが、その性質上継続的に、維持・改善を適宜行わなければならない。このための、管理・運用組織と運用方法を示す。

V-1 管理・運用組織

JPCA-BPの維持、改善、運用及び普及のための広報活動を行う機関として、下記の組織を石化協に設置する。



CED I ワーキンググループ (WG)

- ・石化協加盟各社および石化協EDI標準の運用に携わる会社からのメンバーで構成する。
- ・石化協EDI標準の維持管理を行う。決定については上位組織の情報通信委員会の承認を得ることとする。

V-2 コード管理

JPCA-BPで使用されるコードの運用管理及び変換管理は、以下の通りとする。

(1) コード運用管理

①統一的に運用管理されるコード（共通コード；CCタイプ）

石化協又は他の機関により運用管理されるコードで、その改廃・内容変更はテクニカル・グループの検討、提案により、ビジネスプロトコル小委員会で決定する。
対象とするコード種別は共通コード表（付録1）に定めるものとする。

*石化協により運用管理されるコード

例) 処理区分／決済条件手段／取引区分／エラー理由／その他.....

*他の機関より運用管理されるコード

例) 発注者・受注者・請求者・支払者の企業コード／郵便番号／銀行コード／その他.....

②個別に運用管理されるコード（固有コード；SCタイプ）

発注者－受注者間において協議の上個別に管理されるコードであり、共通情報の相互変換方法・変更時の運用ルール等に関しては、事前に両者で決定しておく必要がある。

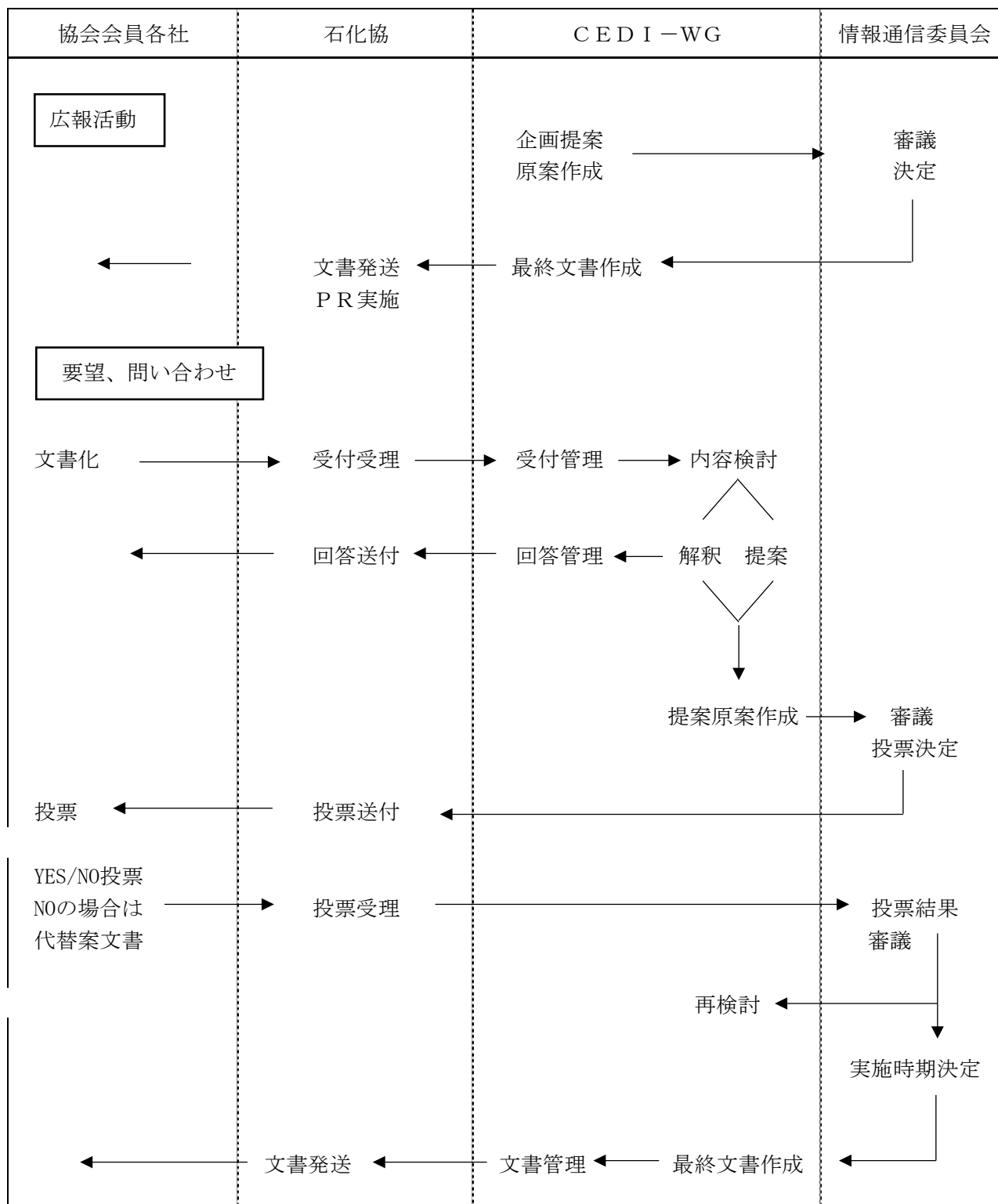
(2) コード変換管理

発注者－受注者間において各トランザクションに含まれるコード変換については、両者間で協議の上、実施することとするが、両者間の通信に関与しているVAN業者に委託し、実施することも可能とする。

V-3 プロトコル管理

JPCA-BPに含まれる、トランザクション種別・データ項目・フォーマットの改廃、メッセージのレコード構成についての追加変更等については、CEDIワーキング・グループが内容管理し、必要に応じ情報通信委員会に提案又は情報通信委員会の諮問に応える。

プロトコル管理フロー



V-4 その他

電子取引を実施するにあたっては、ビジネスプロトコルに関する調整以外に運用に関する取決めを両企業間で充分協議する必要がある。

以下に運用に関して検討する必要がある代表的な事項について記載する。

(1) (財) 日本情報処理開発協会 産業情報化推進センター発行(昭和 63 年)の「電子取引の事例分析と法的考察」、及び同センター発行の「産業と情報」(1989 年 11 号)「電子取引の課題事例」には石油化学業界をモデルとして次の項目についての詳細や対応方法について具体的に記載されているので参照されることを推奨する。

①システム運用ルール

- ・コードの変換等の共通情報の連絡
- ・システムの稼働時間と伝送タイミング
- ・データの流れと起動方法
- ・例外処理の運用

②費用の負担ルール

- ・開発費用
- ・運用費用

③障害時の運用ルール

- ・連絡体制
- ・代替方法

(4) セキュリティー

(2) また、電子取引を実施するにあたり、メーカー商社間において、覚書を取り交わす場合には、付録 4 を参考とする。なお、個々の条項については両者間における協議・決定事項とする。

①「企業間データ交換に関する覚書(案)」

②「企業間データ交換に関する覚書」に関するシステム運営の取決事項

③「企業間データ交換に関する覚書」に関する支払方法の取決事項

VI 今後の課題

- (1) 本プロトコルは、会員各社の要望を出来るだけ反映し、更に（社）日本貿易会との検討結果や試行のための検討結果を反映したより具体化しやすい標準ビジネスプロトコルとなった。以後、取引先とのデータ交換の概念を浸透させ、同時に各社において商社との取引に活用され受注業務の効率化に十分寄与してきた。
しかし、開発後30年超経過し、システム利用環境の変化も激しく、現在のICT環境にはマッチしない部分も多く出てきている。
- (2) まず、プロトコル自身が古くなってきた。例えば使用している年月日が6桁であり、カナは小文字使用に限定など現在の業務に適合していない。
また、固定長によるデータ交換に限定され、世界的な流れであるXMLベースなどに対応していない。さらにCIIシンタックスルールに縛られ限定的な利用につながっている。
インターネット対応も不十分であるため、今後は、現在のシステム技術に見合うものに変化させていかなければならない。
- (3) また、プロトコルは受発注業務に限定されており、購買業務、生産業務、倉庫業務を含む物流業務などの会社全般にわたる他企業とのデータ交換をカバーしていない。また国際取引にも対応できていない（外貨建てなど）
今後、JPCA-BPを完全な標準とするには、これらの業務にも対応したい。
- (4) さらに、石化協標準ビジネスプロトコルだけでは、他業界との接続に不足する。すべての産業、全ての企業とも接続できるような業界横断的な標準ビジネスプロトコルを期待する。

VII 付表

付録 1. 共通コード表 (全体)

DIC. NO	項目名	桁数	文字種	コード	
				コード	説明
01-01	データ種別	4	AN	1000	データ交換
				1100	取引条件
				1110	単価 (オプション)
				1120	組織変更連絡 (オプション)
				1300	納入先
				1400	
				1500	注文
				1510	注文
				1520	注文エラー
				1530	注文確認
				1531	注文確認 (省略形-オプション)
				1700	出荷
				1710	出荷/請求
				1720	請求確認
				1721	請求確認 (省略形-オプション)
				1800	支払
				1810	支払明細
				1820	支払
				2XXX	石化協用 (将来使用)
				3XXX	石化協用 (将来使用)
				4XXX	石化協用 (将来使用)
				5XXX	石化協用 (将来使用)
				6XXX	石化協用 (将来使用)
				7XXX	各社の自由使用
				8XXX	各社の自由使用
				9000	共通情報区分コード
				9001	受信確認電文 (オプション)
				9101	0 件データ情報 (将来使用)
				9201	エラー情報メッセージ (将来使用)
				9301	バイナリーデータのみ (メッセージ無) (将来使用)
				99XX	石化協用 (将来使用)
01-02	処理区分	1	AN	1	新規
				2	変更
				3	削除
				4	一括削除 (取引トランザクションに限定)
01-05	赤黒区分	1	AN	1	赤 (打ち消すためのデータ)
				2	黒 (変更された新しいデータ)
02-01	発注者企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *1
03-01	受注者企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *1
04-01	請求者企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *1
05-01	支払者企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *1
07-04	オーダ区分	1	AN	1	普通
				2	緊急
				3	連絡済
07-05	連絡要否区分	1	AN	1	否
				2	要

*1 産業情報化推進センター (C I I) では、企業識別コードの登録管理を実施している。発注者、受注者、請求者、支払者の各企業コードはこの C I I 企業コードを用いる。したがって、登録されていない企業については登録申請が必須となる。

DIC. NO	項目名	桁数	文字種	コード	
				コード	説明
07-06	数量指定区分	1	AN	1	変更可
				2	変更不可
08-05	分納区分	1	AN	1	通常
				2	分納
				(3)	完納 *把握可能な時のみ
08-06	受注者処理区分	1	AN	1	未処理
				2	保留
				3	確定
				4	無効
				(5)	確定 (内容変更) *2
09-01	品名グループ	5	AN		* 検討中 * *3
09-04	ロット番号指定区分	1	AN	1	無指定
				2	指定
				3	前回納入と同一
10-01	需要家企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *4
11-01	2次店企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *4
12-01	3次店企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *4
13-03	決済条件手段	1	AN	1	現金
				2	手形
				3	期日現金
				4	相殺
13-05	決済基準	1	AN	1	出荷日基準
				2	納入日基準
				3	検収日基準
13-07	数量確定区分	1	AN	1	メーカー出荷数量
				2	先方検収数量
14-02	単価単位	3	力		付録2 参照
14-03	単価区分	1	AN	1	仕切単価 (外口銭)
				2	末端単価 (内口銭)
15-01	口銭区分	1	AN	1	単価
				2	率
				3	定額

*2 受注者側で数量等を変更した上で確定したことを表す。利用は任意であり、当事者間で取り決める。

*3 品名グループは、基本的に受発注BPに必要な項目ではないが、品名が各メーカー固有のため、商社側でこのコードにより集計を採れるように考慮した。ただし、実施は困難な面もあり、利用は任意項目としている。また、コード体系は検討中である。

4 需要家、2次店、3次店、納入先の各企業コードは、発注者・受注者企業コードと同様に産業情報化推進センターの企業コードを用いることが望ましいが、実態としては登録は困難と予想される。したがって、これらについては自社コードを利用しても良い。自社コードを利用する場合には、企業コードの上1桁に「」をセットして識別し、企業コード欄の残り5桁と部門コード6桁の計11桁を用いてコード表現する。

DIC. NO	項目名	桁数	文字種	コード	
				コード	説明
16-01	2次店口銭区分	1	AN	1 2 3	単価 率 定額
17-01	納入先企業コード	6	AN	XXXXXX	産業情報化推進センター企業コード *4
17-09	郵便番号	7	AN		
17-10	電話番号	12	AN		
17-11	FAX電話番号	12	AN		
18-04	振出銀行（コード）	7	AN		全銀コード
18-05	振出銀行（名 称）	30	カ		全銀コード名称
18-06	振込銀行（コード）	7	AN		全銀コード
18-07	振込銀行（名 称）	30	カ		全銀コード名称
18-08	口座番号	7	AN		
19-03	注文数量単位	3	カ		付録2 参照
20-05	単価・金額区分	1	AN	1 2	単価 金額
20-06	取引区分	1	AN	1 2 3 4 (5)	売上 返品 サンプル（有償） 融通 金額訂正（値増し、値引き） *5
20-07	遡及区分	1	AN	1 2 (3)	通常 遡及 一括遡及
20-08	出荷請求区分	1	AN	1 2 3	出荷請求 出荷のみ 請求のみ
20-09	課税区分	2	AN	1 2 3 4	標準税率 非課税 軽減税率 経過措置
20-10	バックオーダー区分	1	AN	1 2	通常 バックオーダー
20-12	割増割引区分	1	AN	1 2 3	割増割引なし 割増割引あり（加算した合計） 割増割引あり（加算分のみ）
20-13	割増割引理由	1	AN	1 2 3 4	割増割引なし 小口配送割増（大口配送割引） 小口加工割増（大口加工割引） 配送・加工 両方の割増（割引）
20-15	請求者登録番号	14	AN		適格請求書発行事業者の登録番号（ハイフン(-)を除く）
24-01	国内輸出区分	1	AN	1 2	国内取引 輸出取引
24-02	エラー理由	10	カ		付録3 参照
24-05	請求確認区分	1	AN	1 2 3	一致 不一致 未処理

*5

取引区分でのコード5（金額訂正）は、メーカー側の処理システムあるいは運用により明示的にセットできないケースも想定される。この場合には、当事者間の取り決めによりコード5は利用せず、他の項目の運用により判断しても良い。（販売数量を0にセットしたら金額訂正を表す 等）

付録2. 共通コード表（単位）

DIC. NO	項目名	桁数	文字種	コード	
				コード	説明
14-02	単価単位	3	カ	コ	個 (piece)
19-03	注文数量単位			ホ	本 (bottle)
				マイ	枚 (sheet)
				マキ	巻 (roll)
				サツ	冊 (volume)
				カン	缶 (can)
				セツト	式 (set)
				シキ	式 (kit)
				クミ	組 (unit)
				ハコ	箱 (box)
				ペア	一對 (pair)
				フクロ	袋 (bag)
				DM	ドラム (drum)
				キ	基
				P	ピース (piece)
				ケース	ケース (case)
				レン	連
				DZ	ダース (dozen)
				トン	トン (t)
				Kトン	キロトン (1000t)
				G	グラム (g)
				KG	キログラム (kg)
				MG	ミリグラム (mg)
				LBS	ポンド (pound)
				CT	カラット (carat)
				KCT	キロカラット (1000carat)
				M	メートル (m)
				KM	キロメートル (km)
				CM	センチメートル (cm)
				MM	ミリメートル (mm)
				Y	ヤード (yard)
				インチ	インチ (inch)
				M2	平方メートル (m ²)
				KM2	キロ平方メートル (km ²)
				CM2	平方センチメートル (cm ²)
				M3	立方メートル (m ³)
				KM3	キロ立方メートル (km ³)
				CM3	立方センチメートル (cm ³)
				NM3	ノルマルリュウベ
				CC	シーシー (cc)
				L	リットル (l)
				ML	ミリリットル (ml)
				KL	キロリットル (kl)
				GL	ガロン (gallon)
				QT	クオート
				PPM	PPM
				ETC	その他

* 単価単位、注文数量単位で使用するコードは上記のように定めるが、これらの項目は電子取引上は任意項目であり、この項目の利用および本コード体系の採用は当事者間で取り決めるものとする。注文の数量単位、取引の単位（単価単位）は、個別取引条件設定時に定まるものであり、注文時にその単位を変更することは原則的には行わないことを想定している。

付録3. 共通コード表（エラー理由）

DIC. NO	項目名	桁数	文字種	コード	
				コード	説明
24-02	エラー理由	10	カ		エラー理由は以下のような文字コードでセットする。より詳細な内容あるいはエラー内容の補足説明は、必要に応じ「エラーコメント」の項目にセットする。 内容チェックをどこまで行うかは、各社の運用に任せる。
	「注文エラー」トランザクションでのエラー理由			モジシュ データシュベツ ショクブツ ハツユウシヤ ジユウシヤ セイユウシヤ シライシヤ ケイクNO チュウモンNO ヒンメイ ジユウカ 2ジテン 3ジテン ハンバ イタンカ タンカタンイ ノウユウサキ ウケワタシヨウケン ノウユキボウヒ チュウモンスウリヨウ ニスカダ トリヒキブツ ソノタ	文字種エラー（数値項目に数値以外の文字がある、文字・漢字項目に利用範囲外のコードがある等）すべての項目に共通 01-01 データ種別エラー 01-02 処理区分エラー 02-01 発注者エラー 03-01 受注者エラー 04-01 請求者エラー 05-01 支払者エラー 06-01 契約番号エラー 07-01 注文番号エラー 09-02 品名エラー 10-01 需要家エラー 11-01 2次店エラー 12-01 3次店エラー 14-01 販売単価エラー 14-02 単価単位エラー 17-01 納入先エラー 17-05 受渡条件エラー 17-12 希望納入年月日エラー 19-01 注文数量エラー 19-06 荷姿エラー 20-06 取引区分エラー その他のエラー
	「請求確認」トランザクションでの不一致の場合のエラー理由			タンカ スウリヨウ キンガク ケツサイ チュウモン ソノタ	単価不一致 数量不一致 金額不一致 決済条件不一致 注文番号不在 その他

* エラー理由コードは上記のように定めるが、どこまでエラーチェックを行うかは、各社の運用・システムに任せる。また、コードは必要に応じ随時追加するものとする。

付録4. 企業間データ交換に関する覚書

(1) 企業間データ交換に関する覚書

メーカー（以下甲という）と商社（以下乙という）とは、甲乙間において締結した売買基本契約ならびにこれに付帯する覚書（以下これらを「原契約」という）に基づく、甲乙間の商取引に関し、石油化学工業協会標準ビジネスプロトコル（JPCA-BP）を利用し、発注、受注、請求及び支払データ等（以下「取引データ」という）のコンピュータ利用による交換（以下「本システム」という）を実施することに関して、次の通り覚書を締結する。

第1条（覚書の目的）

甲及び乙は、甲乙双方の事務処理を円滑に行うため、次条以下の定めに従い甲乙間の「取引データ」のコンピュータ利用による交換を行うものとする。

第2条（本覚書の適用範囲）

- (1) 本覚書は「原契約」に基づく甲と乙との間における継続売買取引に適用されるものとする。
但し、適用対象製品（以下「製品」という）は、甲乙間で「対象製品についての取決事項」を別途定めるものとする。
- (2) 本覚書に定める条項が「原契約」と矛盾するときは、本覚書の条項が優先するものとする。
- (3) 甲及び乙は「本システム」に基づく「製品」の代金の支払方法について「支払方法の取決事項」を別途定め、これにより行う。
- (4) 甲及び乙は「本システム」の内容及び運営方法及び運営上発生する費用の負担などについては、「システム運営の取決事項」を別途定め、これにより行う。

第3条（個別的契約の成立）

- (1) 乙から甲への「製品」の発注は、乙から甲へ「注文データ」を「本システム」の一部を構成する通信回線を使用して機械による読取可能な状態で送信すること（以下「伝送」という）により行う。
- (2) 甲は、必要であれば乙と協議の上必要項目を修正し、その結果を「注文確認データ」として

乙へ遅滞なく伝送する。

- (3) 前項に定める甲から乙への「注文確認データ」の「伝送」をもって「個別的契約」が成立するものとする。但し、「個別的契約」成立後、甲又は乙が、契約の変更を希望する場合は、甲乙協議の上「個別的契約」を修正もしくは取消することができる。なお、「個別的契約」の修正又は取消前に、一方の当事者が履行に着手したことにより発生した費用については、「個別的契約」の修正又は取消の原因につき責を負うべき当事者が負担する。

第4条（「製品」の出荷、代金の請求）

- (1) 「個別的契約」に基づく「製品」の出荷及び代金請求は、次の通り行われるものとする。

- ① 甲は、「製品」を出荷後、当該「製品」に係わる出荷及び請求データ（以下「出荷請求データ」という）を「本システム」より乙宛に「伝送」するものとする。
- ② 乙は、前号の「出荷請求データ」が「個別的契約」及び乙が甲から引き受けた「製品」の内容と合致するか否かを直ちに確認し、合致しない場合には、直ちに「出荷請求データ」の不一致分（以下「不一致データ」という）を「本システム」により不一致理由を付加し、累積して毎営業日又は第2条第3項に規定する「システム運営の取決め事項」において定める「伝送スケジュール」に明記する営業日に甲宛に「伝送」するものとする。
- ③ 甲は、第2号により「不一致データ」の「伝送」を受けた際は、遅滞なく乙と協議し甲乙共に誠意をもって解決を図るものとし、当該「出荷請求データ」に修正を要することが判明した場合、甲は直ちに修正の上、修正後の「出荷請求データ」を「本システム」により乙宛「伝送」するものとする。

但し、不一致の原因が乙にあると判明した場合は、乙は「不一致データ」を修正し、一致データとする。

- ④ 前号の場合、第2号及び前号の措置を繰返すものとする。但し、本号の定めは、「個別的契約」の支払期限を何ら延長するものではない。
- ⑤ 甲は、「個別的契約」に基づく、「製品」の代金を「本システム」により請求するにあたっては、文書による乙の事前承認のもとに文書による請求書及び納品案内書の発行を省略することができる。

- (2) 甲の乙に対する出荷及び代金請求に関する日程は、第2条第4項に規定する「支払方法の取決め事項」に定める。

第5条（システムの管理と変更）

- (1) 甲及び乙は、「本システム」の稼働状態を的確に把握し、正常稼働を維持するため第2条第3項に規定する「システム運営の取決め事項」の定めに従い、その管理を行うものとする。

- (2) 甲及び乙は、甲乙間のデータ交換に影響を及ぼす「本システム」の変更を行う場合は、その内容及び変更時期につき事前に相手方に連絡し、変更の可否について協議するものとする。この場合、甲及び乙の一方又は双方が重要であると認定した変更事項については、その変更につき甲乙双方の書面による合意を要するものとする。

第6条（機密保持）

甲及び乙は、本覚書遂行に関し、相手方から得た一切の情報を秘密として保持し、相手方の書面による事前の同意なくしては、第三者に開示し、漏洩し、又は、本覚書の目的外の目的に使用してはならない。当該義務は、本覚書がいかなる理由により終了しても引き続き存続するものとする。

第7条（データ保存）

甲及び乙は、「取引データ」の保存期間を、「システム運営の取決事項」において定めるものとする。但し、その期間は電子帳簿保存法等において定める期間を下回らない期間とする。

第8条（データ改竄の禁止）

甲及び乙はそれぞれ相手方より受信した「取引データ」を相手方の書面による事前の了解なしに改竄する事を禁止する。

第9条（費用負担）

- (1) システム構築のために必要な設備費、経費及び通信回線関係の費用については、それぞれ発生した側で負担するのを原則とする。
- (2) システム構築後システム変更により費用が発生した場合は、甲乙協議の上費用の負担を決めるものとする。

第10条（有効期間等）

- (1) 本覚書の有効期限は覚書締結後1年間とする。

但し、当該期間満了1ヶ月前までに甲乙のいずれからも書面による変更又は解約の申入れのない場合には、本覚書は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とする。

甲又は乙は、前号の有効期間中といえども書面による3ヶ月前の予告をもって本覚書を解約することが出来るものとする。

(2) 原契約が失効し、又は解約された場合、本覚書及び第2条に定める「対象製品についての取決事項」、「支払方法の取決事項」、「システム運営の取決事項」も同時に失効するものとする。

(3) 前2項の定めにかかわらず、本覚書の終了前、本覚書に基づき「個別的契約」が成立している場合は、当該「個別的契約」に関しては本覚書終了後も本覚書、「対象製品についての取決事項」、「支払方法の取決事項」及び「システム運営の取決事項」の定めに従うものとする。

第11条（契約違反等）

本覚書の定めは、甲又は乙の契約違反、支払不能等の場合に相手方が「原契約」及び法律等の定めにより、とり得る措置を何ら制限するものではない。

第12条（別途協議）

本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈について疑義を生じた場合は、甲乙誠意をもって協議するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

1992年〇〇月〇〇日

甲：

乙：

(2) 「企業間データ交換に関する覚書」に基づく支払方法の取決事項

メーカー（以下甲という）と商社（以下乙という）とは、甲乙間において締結した「企業間データ交換に関する覚書」（以下「原覚書」という）に基づく製品等代金請求業務のコンピュータ処理に伴う甲の代金請求に対する乙の支払方法を次の通りとする。

1. 支払方法

(1) 乙から甲への支払は、「原覚書」の第4条第1項第2号の代金請求の役割を果たす「出荷請求データ」に基づくものとする。

(2) 乙は甲への代金支払のため「支払データ」を乙から甲に対し「伝送」するものとする。

なお、「支払データ」とは甲より乙へ「伝送」する「出荷請求データ」で「原覚書」の第4条第1項第2号・第3号に基づき合致（「不一致データ」を除く）したものをいう。

(3) 乙より甲へ「伝送」された「支払データ」は、支払確定通知書とみなし、後日これに従い支払われるものとする。

(4) 乙は甲の「出荷請求データ」に示された支払額、支払手段、支払期日に相違することなく支払うこととする。

なお、「原覚書」の第4条第1項第2号の「不一致データ」が乙より甲へ「伝送」され、「原覚書」の第4条第1項第3号・第4号に基づく解決がはかられていないものはその処理につき甲乙間の協議が調うまでの間、乙は甲の同意を得て、妥当な期間、甲に対し当該「不一致データ」に係わる代金の支払いを保留することができるものとする。この場合、同意の条件として支払の保留により甲に生ずる損害の補償について甲乙協議することができる。

2. 「支払データ」の「伝送」

(1) 乙は請求データの送信締切日までに甲より「伝送」された「出荷請求データ」のうち、対象となる「支払データ」を支払予定日の_____営業日前までに甲に「伝送」する。

なお、支払予定日・請求データの送信締切日は年度末までに翌年度の伝送日程を甲乙間で協議の上、決定する。

3. 有効期間

本覚書は「原覚書」が存続する限り有効とする。

本取決め成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有する。

1 9 9 2 年〇〇月〇〇日

甲：

乙：

(3) 「企業間データ交換に関する覚書」に基づくシステム運営の取決事項

メーカー（以下甲という）と商社（以下乙という）とは、甲乙間において締結した「企業間データ交換に関する覚書」（以下「原覚書」という）に基づきデータ交換の基本仕様、運営要領等について次のとおり定める。

1. 交換を行うデータ種類

デ ー タ 名	位 置 づ け
データ名称	
↓	↓

2. 伝送仕様

項 目	内 容
(1) 伝送手順	
(2) 回線種類	
(3) 回線番号	
(4) センター確認コード	
(5) パスワード	
(6) 文字コード	
(7) データ圧縮オプション	
(8) 伝送ブロック長	
(9) 伝送障害時の再送	

3. データ伝送方法

(1) 送受方向と起動

データ名	送受方向	VAN経由	起動	レコード長	フォーマット
データ名称 ↓	甲 → 乙	有・無	甲		

(2) 伝送スケジュール

データ名	スケジュール
データ名称 ↓	(例) 月曜日～金曜日の毎営業日 9:30 10:00 10:30

(3) 伝送遅延時の扱い

データ名	伝送遅延時の対応
データ名称 ↓	

(4) 特別休日

カレンダーにない甲乙双方の特別休日（年末年始、創立記念日等）は、毎年____月末に年度計画をお互いに提示するものとする。

4. 連絡窓口

データ伝送運用上の連絡窓口は以下のとおりとする。

(1) 業務担当

企業間データ交換全般に関する窓口であり、次の内容を行う。

- a. テスト及び本番実施に関する連絡
- b. 運用に関する変更連絡（運転時間帯、計画停止等）
- c. 伝送完了後の再送要求
- d. 障害時のバックアップに関する連絡

	甲	乙
住 所	東京都〇〇区△△町2-4-6	東京都〇〇区△△町2-6-3
営業日	毎週月～土曜日 年末年始〔12月31日～1月3日〕	毎週月～土曜日 年末年始〔12月31日～1月3日〕
営業時間	8:50～18:00〔土曜日12:00迄〕	9:15～17:30
連絡窓口	Y Y支社Z Z Z事業部B B B課 TEL (03) 123-4567	本社X X X X部A A Aチーム TEL (03) 123-4567

（2）システム担当

適用業務システムに関する窓口であり、次の内容を行う。

- a. システム変更の詳細連絡

	甲	乙
連絡窓口	Y Y支社システム部B B B課 TEL (03) 123-4567	本社X X X開発部A A Aチーム TEL (03) 123-4567

（3）運用担当

データ伝送の定常運用に関する窓口であり、次の内容を行う。

- a. 定常運用連絡
- b. ネットワーク技術に関する問い合わせ／連絡
- c. 伝送遅延を含む障害発生時の第1次連絡

	甲	乙
連絡窓口	A B CシステムズB B B課 TEL (03) 123-4567	本社X X X開発部A A Aチーム TEL (03) 123-4567

(4) 上記連絡内容のどれにも該当しない内容については業務担当間での連絡事項とする。

5. 障害対策

回線の不通・機器障害及びその他の事情により、スケジュールされた時間帯に伝送で出来なかった場合に備えて、当事者は別途協議のうえ代替的な情報伝達方法、バックアップ用施設の設置等緊急措置に関する取決めを行う。

6. 交換データの保存

データ交換するデータはトラブル時に送信元で再送可能な状態にしておくこととする。

データ名	保存側	保存期間
データ名称 ↓ ▼		

7. データ交換関連業務フロー

データ交換対象データの処理に関連した甲乙それぞれの業務処理の流れは添付資料に示すと通りとし、業務処理の流れが変わった時には、速やかにこの資料の訂正を行い相手先に送付するものとする。

8. 有効期間

本覚書は「原覚書」が存続する限り有効とする。

本取決め成立の証として本通2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

1992年〇〇年〇〇日

甲：

乙：

付録5. J P C A受発注パッケージ用データ項目とトランザクション関連表

(注) ×印は、パッケージでは取り扱わない項目を表す。(パッケージ対象外項目)

◎必須 ○任意 □補完

項目 グループ	DIC NO		項目名	属性			取引条件	納入先	注文	注文 エラー	注文確認	出荷請求	請求確認	支払明細	支払
				桁数	タイプ	文字種									
データ種別	01-01		データ種別	4	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02		処理区分	1	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	03		処理年月日	6	DT	9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	04		処理時刻	6	TM	9	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	05		赤黒区分	1	CC	AN			○	○	○	◎	◎	◎	
発注者	02-01		発注者企業コード	6	CC	AN	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02		発注者部門コード	6	SC	AN	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	03		新発注者企業コード	6	CC	AN	組織変更時の通知のためのオプショントランザクションで使用								
	04		新発注者部門コード	6	SC	AN	組織変更時の通知のためのオプショントランザクションで使用								
受注者	03-01		受注者企業コード	6	CC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02		受注者部門コード	6	SC	AN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
請求者	04-01		請求者企業コード	6	CC	AN	○					◎	◎	◎	◎
	02		請求者部門コード	6	SC	AN	○					◎	◎	◎	◎
支払者	05-01		支払者企業コード	6	CC	AN	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02		支払者部門コード	6	SC	AN	○		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
取引条件	06-01		契約番号	10	SC	AN	◎		◎	◎	◎	◎	◎	○	
	02		実施年月日	6	DT	9	◎								
発注	07-01		注文番号	10	SC	AN			◎	◎	◎	◎	◎	○	
	02		発注者・注文日	6	DT	9			○	○	○				
	03		発注者・注文時間	4	TM	9			○	○	○				
	04		オーダ区分	1	CC	AN			○	○	○				
	05	×	連絡要否区分	1	CC	AN			○	○	○				
	06	×	数量指定区分	1	CC	AN			○	○	○				
	07		発注コメント カナ	44	MS	カ			○	○	○				
	08	×	発注コメント 漢字	44	MS	K									
受注	08-01		受注番号	10	SC	AN					◎	◎	◎	○	
	02		受注者注文受付日	6	DT	9					○				
	03	×	受注者注文受付時刻	4	TM	9					○				
	04		受注者注文確定日	6	DT	9					○				
	05		分納区分	1	CC	AN					○	○	○		
	06		受注者処理区分	1	CC	AN					○				
製品	09-01	×	品名グループ	5	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02		品名	70	SC	カ	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			品名 規格(グレード) 荷姿、等級等												
	03	×	品名(漢字)	70	SC	K									
	04	×	ロット番号指定区分	1	CC	AN			○	○	○				
	05		ロット番号	10	SC	AN			○	○	○	○	○		
需要家	10-01		需要家企業コード	6	CC	AN	○	○	□	□	□	□	□	○	
	02		需要家部門コード	6	SC	AN	○	○	□	□	□	□	□	○	
	03		需要家名称	40	MS	カ	○	○	○	○	○	○	○	○	
	04		需要家名称(漢字)	40	MS	K									
	05		需要家注文番号	10	SC	AN			○	○	○	○	○	○	
2次店	11-01		2次店企業コード	6	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02		2次店部門コード	6	SC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	03		2次店名称	40	MS	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	04		2次店名称(漢字)	40	MS	K									
3次店	12-01	×	3次店企業コード	6	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	×	3次店部門コード	6	SC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	03	×	3次店名称	40	MS	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	04	×	3次店名称(漢字)	40	MS	K									
決済条件	13-01		決済条件締切日	6	DT	9						◎	◎	◎	
	02		決済条件起算日	6	DT	9						◎	◎	◎	◎
	03		決済条件手段	1	CC	AN	◎					◎	◎	◎	◎
	04		決済条件満期日	6	DT	9						◎	◎	◎	◎
	05		決済基準	1	CC	AN	◎					◎	◎	◎	
	06		決済条件	15	SC	カ	◎					○	○	○	
	07	×	数量確定区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
価格	14-01		販売単価	10.3	N	N	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	02		単価単位	3	CC	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	03		単価区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	

◎必須 ○任意 □補完

項目 グループ	DIC NO		項目名	属性			取引条件	納入先	注文	注文 エラー	注文確認	出荷請求	請求確認	支払明細	支払
				桁数	タイプ	文字種									
口 銭	15-01		口銭区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02		口銭単価	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
	03		口銭	13	N	N						○	○	○	
2 次 店 口 銭	16-01	×	2次店口銭区分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02	×	2次店口銭単価	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
	13	×	2次店口銭	13	N	N						○	○	○	
納 入	17-01		納入先企業コード	6	CC	AN	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	02		納入先部門コード	6	SC	AN	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	03		納入先名称	40	MS	カ	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	04		納入先名称 ((漢字))	40	MS	K									
	05		受渡条件	2	SC	AN	○		○	○	○				
	06		受渡場所住所	74	MS	カ		◎	○	○	○	○	○		
	07		受渡場所住所 ((漢字))	74	MS	K									
	08	×	地区コード	11	SC	AN		○	○	○	○	○	○		
	09		郵便番号	7	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	10		電話番号	12	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	11		FAX電話番号	12	CC	AN		○	○	○	○	○	○		
	12		希望納入年月日	6	DT	9			◎	◎	◎				
	13	×	希望納入時刻	4	SC	AN			○	○	○				
	14	×	希望納入コメント	10	SC	カ			○	○	○				
	15		納入年月日 (予定)	6	DT	9					◎	○	○	○	
	16		納入要件	44	MS	カ			○	○	○				
	17	×	納入要件 ((漢字))	44	MS	K									
支 払	18-01		支払金額	13	N	N									◎
	02		支払整理番号	12	SC	AN								◎	◎
	03		手形 (小切手) 番号	12	SC	AN									◎
	04	×	振出銀行 (コード)	7	CC	AN									○
	05	×	振出銀行 (名称)	30	CC	カ									○
	06	×	振込銀行 (コード)	7	CC	AN	○								○
	07	×	振込銀行 (名称)	30	CC	カ	○								○
	08	×	口座番号	7	CC	9	○								○
	09	×	支払要件	10	SC	カ	○								○
取 引 量	19-01		注文数量	10.3	N	N			◎	○	◎	○	○	○	
	02		注文・販売個数	10.3	N	N			□	○	○	○	○	○	
	03		注文数量単位	3	CC	カ	○		○	○	○	○	○	○	
	04		販売数量	10.3	N	N					○	◎	◎	◎	
	05		金額算出数量	10.3	N	N						◎	◎	◎	
	06		荷姿	10	SC	AN	○		□	□	○	○	○	○	
	07		容量	10.3	N	N	○		○	○	○	○	○	○	
取 引 金 額	20-01		販売金額	13	N	N							○	○	
	02		請求金額	13	N	N						□	□	□	
	03		消費税額	13	N	N									◎
	04		税込請求額	13	N	N									
	05		単価・金額区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	06		取引区分	1	CC	AN	○		○	○	○	◎	○	○	
	07		適及区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	08		出荷請求区分	1	CC	AN						◎	○	○	
	09		課税区分	2	CC	AN	○		○	○	○	◎	○	◎	◎
	10		バックオーダー区分	1	CC	AN	○					◎	◎	○	
	11		計上年月	4	DT	9						○	○		
	12		割増割引区分	1	CC	AN			○	○	○	○	○	○	
	13		割増割引理由	1	CC	AN			○	○	○	○	○	○	
	14		適用税率	2.2	N	N						◎	○	◎	◎
	15		請求者登録番号	14	CC	AN						◎	○	◎	◎
	16		返品資産の基譲渡日	6	DT	9						◎	○	◎	
出 荷	21-01		出荷年月日 (予定)	6	DT	9					□	◎	◎	◎	
	02		出荷報告番号	25	SC	AN						◎	◎	◎	
	03		出荷請求番号	10	SC	AN						◎	◎	◎	
	04	×	出荷場所	5	SC	AN					○	○	○	○	
	05	×	出荷指図コメント	44	MS	カ					○	○	○		
	06	×	〃 ((漢字))	44	MS	K									
輸 送	22-01	×	輸送手段	2	SC	AN			○	○	○	○	○		
	02	×	輸送車種	10	MS	カ			○	○	○	○	○		
タンアラウンド 情 報	23-01		発注者情報	20	MS	カ	○		○	◎	◎	◎	○		
	02		受注者情報	20	MS	カ	○		◎	○	○	○	◎	◎	○
取 引 区 分	24-01		国内輸出处分	1	CC	AN	○		○	○	○	○	○	○	
	02		エラー理由	10	CC	カ				◎			◎		
	03		エラーコメント	44	MS	カ				○	○		○		
	04	×	〃 ((漢字))	44	MS	K									
	05		請求確認区分	1	CC	AN							◎		
予 備 欄	25-01		予備欄	30	MS	カ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	02	×	予備欄 ((漢字))	30	MS	K									

付録6. データ発生源泉表

凡例：

◎：『必須』

○：『任意』

□：『補完』

→：『左のトランザクションから引き継がれる』

空欄：不要

補足

- ・注文確認は『未処理・無効』『保留』『確定』に分けて記述
- ・『出荷請求』から発生する『バックオーダー』のケースは除外

付録6. データ発生源泉表

『注文確認未無』は、注文確認の未処理・無効を示す

項目グループ	DIC. No.	CII 項目No.	項目名	取引 条件	注文	注文 エラー	注文 確認 未無	注文 確認 保留	注文 確認 確定	出荷 請求	請求 確認	支払 明細	支払	
データ種別	01-01	002	データ種別	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	02	009	処理区分	◎	◎	→	→	◎	◎	◎	→	→		
	03	3003	処理年月日	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	04	3004	処理時刻	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	05	3005	赤黒区分		○	○	○	○	○	◎	→	→		
発注者	02-01	3011	発注者企業コード	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	02	3012	発注者部門コード	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	03	3013	新発注者企業コード	組織変更時の通知のためのオプションランザクションで使用										
	04	3014	新発注者部門コード	組織変更時の通知のためのオプションランザクションで使用										
受注者	03-01	3021	受注者企業コード	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	02	3022	受注者部門コード	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
請求者	04-01	3031	請求者企業コード	○						→◎	→	→	→	
	02	3032	請求者部門コード	○						→◎	→	→	→	
支払者	05-01	3041	支払者企業コード	○	→◎	→	→	→	→	→	→	→	→	
	02	3042	支払者部門コード	○	→◎	→	→	→	→	→	→	→	→	
取引条件	06-01	3051	契約番号	◎	→	→	→	→	→	→	→	→	→	*1
	02	3052	実施年月日	◎										
発注	07-01	3061	注文番号		◎	→	→	→	→	→	→○	→		
	02	3062	発注者・注文日		○	→	→	→	→					
	03	3063	発注者・注文時刻		○	→	→	→	→					
	04	3064	オーダ区分		○	→	→	→	→					
	05	3065	連絡要否区分		○	→	→	→	→					
	06	3066	数量指定区分		○	→	→	→	→					
	07	3067	発注コメント カナ		○	→	→	→	→					
	08	3068	発注コメント 漢字											
受注	08-01	3081	受注番号				○	○	→◎	→	→	→○		
	02	3082	受注者注文受付日				○	○	○					
	03	3083	受注者注文受付時刻				○	○	○					
	04	3084	受注者注文確定日						○					
	05	3085	分納区分						○	→○	→			
	06	3086	受注者処理区分				○	○	○					
製品	09-01	3101	品名グループ	○	→	→	→	→	→	→	→	→		
	02	3102	品名	◎	→◎	→	→	→	→	→	→	→		*2
			品名 規格(グレード) 荷姿、等級等											
	03	3103	品名(漢字)											
	04	3104	ロット番号指定区分		○	→	→	→	→					
	05	3105	ロット番号		○	→	→	→	→○	→○	→			
需要家	10-01	3111	需要家企業コード	○	→□	→	→	→	→	→	→	→		*3
	02	3112	需要家部門コード	○	→□	→	→	→	→	→	→	→		*3
	03	3113	需要家名称	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		*3
	04	3114	需要家名称(漢字)											
	05	3115	需要家注文番号		○	→	→	→	→	→	→	→		
2次店	11-01	3121	2次店企業コード	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	02	3122	2次店部門コード	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	03	3123	2次店名称	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	04	3124	2次店名称(漢字)											

項目グループ	DIC. No.	CII 項目No.	項目名	取引 条件	注文	注文 エラー	注文 確認 未無	注文 確認 保留	注文 確認 確定	出荷 請求	請求 確認	支払 明細	支払	
3 次 店	12-01	3131	3次店企業コード	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	02	3132	3次店部門コード	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	03	3133	3次店名称	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		
	04	3134	3次店名称(漢字)											
決 済 条 件	13-01	3141	決済条件締切日							◎	→	→		
	02	3142	決済条件起算日							◎	→	→	→	*4
	03	3143	決済条件手段	◎						→	→	→	→	*5
	04	3144	決済条件満期日							◎	→	→	→	*5
	05	3145	決済基準	◎						→	→	→○		
	06	3146	決済条件	◎						→○	→	→		
	07	3147	数量確定区分	○	→	→	→	→	→	→	→○	→		
価 格	14-01	3161	販売単価	◎	→◎	→	→	→◎	→◎	→◎	→	→		
	02	3162	単価単位	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→○	→		
	03	3163	単価区分	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→○	→		
口 銭	15-01	3171	口銭区分	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→	→		
	02	3172	口銭単価	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→	→		
	03	3173	口銭							○	→	→		
2 次 店 口 銭	16-01	3181	2次店口銭区分	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→	→		
	02	3182	2次店口銭単価	○	→○	→	→	→○	→○	→○	→	→		
	13	3183	2次店口銭							○	→	→		
納 入	17-01	3191	納入先企業コード	○	→◎	→	→	→	→	→	→			*6
	02	3192	納入先部門コード	○	→◎	→	→	→	→	→	→			*6
	03	3193	納入先名称	○	→◎	→	→	→	→	→	→			*6
	04	3194	納入先名称((漢字))											
	05	3195	受渡条件	○	→○	→	→	→	→					*6
	06	3196	受渡場所住所	○	→	→	→	→	→	→	→			*6
	07	3197	受渡場所住所(漢字)											
	08	3198	地区コード	○	→	→	→	→	→	→	→			*6
	09	3199	郵便番号	○	→	→	→	→	→	→	→			*6
	10	3200	電話番号	○	→	→	→	→	→	→	→			*6
	11	3201	FAX電話番号	○	→	→	→	→	→	→	→			*6
	12	3202	希望納入年月日	◎	→	→	→	→	→					
	13	3203	希望納入時刻	○	→	→	→	→	→					
	14	3204	希望納入コメント	○	→	→	→	→	→					
	15	3205	納入年月日(予定)					○	◎	◎	→	→		
	16	3206	納入要件	○	→	→	→	→	→○					
	17	3207	納入要件(漢字)											
支 払	18-01	3221	支払金額									◎		
	02	3222	支払整理番号									◎	→	
	03	3223	手形(小切手)番号									◎	◎	
	04	3224	振出銀行(コード)									○	○	
	05	3225	振出銀行(名称)									○	○	
	06	3226	振込銀行(コード)	○									→○	
	07	3227	振込銀行(名称)	○									→○	
	08	3228	口座番号	○									→○	
	09	3229	支払要件	○								→○	→○	
取 引 量	19-01	3241	注文数量		◎	→	→	→◎	◎	→	→○	→		*7
	02	3242	注文・販売個数		□	→	→	→○	→○	→	→○	→		*7
	03	3243	注文数量単位	○	◎	→	→	→◎	◎	→	→○	→		
	04	3244	販売数量						○	◎	→	→		
	05	3245	金額算出数量							◎	→	→		
	06	3246	荷姿	○	□	○	→	→○	→○	→	→○	→		*7
	07	3247	容量	○	→○	→	→	→○	→○	→	→○	→		*7

項目グループ	DIC. No.	CII 項目No.	項目名	取引 条件	注文	注文 エラー	注文 確認 未無	注文 確認 保留	注文 確認 確定	出荷 請求	請求 確認	支払 明細	支払	
取引金額	20-01	3261	販売金額							○	→○	→		*9
	02	3262	請求金額							□	→○	→		
	03	3263	消費税額										◎	
	04	3264	税込請求額											
	05	3265	単価・金額区分							◎	→○	→		
	06	3266	取引区分	○	→○	→	→	→	→	→◎	→	→		
	07	3267	遡及区分							◎	→	→		
	08	3268	出荷請求区分							◎	→	→		
	09	3269	課税区分	○	→	→	→	→	→	→◎	→○	→◎	→◎	
	10	3270	バックオーダー区分	○						→◎	→	→		
	11	3271	計上年月							○	→○			
	12	3272	割増割引区分		○	→	→	→	→○	→○	→	→		
	13	3273	割増割引理由		○	→	→	→	→○	→○	→	→		
	14	3274	適用税率							◎	→○	→◎	→◎	
	15	3275	請求者登録番号							◎	→○	→◎	→◎	
	16	3276	返品資産の基譲渡日							○	→	→		
出荷	21-01	3281	出荷年月日(予定)					□	□	◎	→	→		*9
	02	3282	出荷報告番号							◎	→	→		
	03	3283	出荷請求番号							◎	→	→		
	04	3284	出荷場所				○	○		→○	→	→		
	05	3285	出荷指図コメント				○	○		→○	→			
	06	3286	〃 (漢字)											
輸送	22-01	3301	輸送手段		○	→	→	→○	→○	→○	→			
	02	3302	輸送車種		○	→	→	→○	→○	→○	→			
タンアラウンド情報	23-01	3311	発注者情報	○	→○	→	→	→	→	→	→			
	02	3312	受注者情報	○	→	→	→	→	→○	→○	→	→	→	
取引区分	24-01	3321	国内輸出区分	○	→○	→	→	→	→	→	→	→		*8
	02	3322	エラー理由			◎					◎			
	03	3323	エラーコメント			○					○			
	04	3324	〃 (漢字)											
	05	3325	請求確認区分								◎			
予備欄	25-01	3331	予備欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	02	3332	予備欄(漢字)											
*1 スポットの取引で、発注者が注文データを作成する際に該当する契約番号が決められないケースにおいては、「注文確認(保留)」、「注文確認(確定)」でセットし直すことがある。 *2 注文で指定された商品の在庫が無い等の理由により、代替品に変更することが許されている取引の場合には、「注文確認(保留)」、「注文確認(確定)」で品名を変更することがある。 *3 スポットあるいは緊急時のオーダーで、前もって取引条件が設定されていない需要家が指定された時には、「注文確認(保留)」、「注文確認(確定)」で需要家のコード・名称をセットすることがある。 *4 手形が実際に振り出された日を連絡する運用の場合には、本項目を利用して、「支払」時にセットして通知する。 *5 締切時に取引金額を合計した際に少額であった場合には、決済条件手段が変更になるという取り決めになっている場合、(例) 通常は手形だが、ある一定額より取引金額が少額の時には、現金にする等「支払」トランザクションでセットし直すことがある。 *6 新規・スポット取引で、注文時に納入先コードが未決定の場合には、「注文確認(保留)」「注文確認(確定)」でセットすることがある。 *7 注文時の数量・荷姿・容量は、担当者間の連絡・相談の上、あるいは取り決めに則り、在庫等の要因から「注文確認(保留)」「注文確認(確定)」で変更されることがある。 *8 「注文確認(未処理・無効)」「注文確認(保留)」時に、その理由の通知にこの「エラーコメント」欄を使用しても良い。 *9 通常時は任意(○)だが、返品時は必須(◎)とする。														

第4版に於ける改定履歴

ページ	改定内容
2～3	<経緯> 項目名を「背景」から「経緯」に変更。 第2版以降の状況変化を反映して更新
5	<「第4版」に於ける主な変更点> (今後記載)
16	<郵便番号7桁化対応> 1998/2/2 郵便番号7桁化に伴い、本書の納入先郵便番号 (DIC. No. 17-09、CII. No. 3199) の桁数を5桁⇒7桁に変更する。 (第3版テクニカル・レポートNo.024 より転載)
17	<消費税率変更時の対応> 本書の消費税率は桁数2.2であるため税率変更に伴う変更対応は発生しない (第3版テクニカル・レポートNo.025 より転載)
17, 20, 59, 73, 75, 76	<適格請求書等保存方式への対応> 適格請求書等保存方式 (2023/10 開始) への対応 課税区分 (DIC No.=20-09) 「3:軽減税率、4:経過措置」を追加 以下の項目を新規追加 DIC No=20-11 適用税率 DIC No=20-12 請求者登録番号 DIC No=20-13 返品資産の基譲渡日 既存項目の設定内容変更 (付録6. データ発生源泉表 参照) DIC No=18-01 支払金額 DIC No=18-02 支払整理番号 DIC No=20-03 消費税額 DIC No=20-04 税込請求額 (第3版テクニカル・レポートNo.027 より転載)
17, 20, 59, 73, 76	<第3版テクニカル・レポートNo.027の改定> テクニカル・レポートNo.015, 026 反映漏れによる 項目No.3172, 3272, 3273 の重複見直しにより 以下のように再定義する。

	・ DIC No=20-11／CII 項目 No=3271 計上年月 ・ DIC No=20-12／CII 項目 No=3272 割増割引区分 ・ DIC No=20-13／CII 項目 No=3273 割増割引理由 ・ DIC No=20-14／CII 項目 No=3274 適用税率 ・ DIC No=20-15／CII 項目 No=3275 請求者登録番号 ・ DIC No=20-16／CII 項目 No=3276 返品資産の基譲渡日 (第3版テクニカル・レポートNo.028 より転載)
29	<組織変更連絡トランザクションの運用> テクニカル・レポートNo.001, 008, 017 に記載されている組織変更連絡トランザクションに関する記述について、取引条件トランザクションの詳細に転載。
52	<運用方法、管理・運用組織> 組織改定を反映して更新。ビジネスプロトコル小委員会は廃止され、現在は CEDI-WG。
53	<適用回線の最新化> 適用回線について以下の通り情報を最新化 追加：インターネット 削除：DDX-C、DDX-P
53	<通信プロトコル・伝送手順の最新化> 通信プロトコル・伝送手順について以下の通り情報を最新化 新規標準として追加：全銀協標準通信プロトコル（TCP/IP 手順・広域 IP 網） 標準から除外※：全銀協標準手順（正式名称、全銀協標準通信プロトコル（ベーシック手順）および、全銀協標準通信プロトコル TCP/IP 手順） ※サポート終了に伴い標準から非推奨扱いへと変更
54	<セキュリティ標準の策定> 標準通信プロトコル・伝送手順毎のセキュリティ標準を新規策定
72, 73	< J P C A受発注パッケージ対象外項目の追加> 付録5「J P C A受発注パッケージ用データ項目とトランザクション関連表」で、パッケージ対象外項目に付ける×印が次の2項目で落ちているので訂正する。 ・ DIC No=09-04／CII 項目 No=3104 ロット番号指定区分 ・ DIC No=17-13／CII 項目 No=3203 希望納入時刻 また、他のパッケージ対象外項目と同様にグレイアウトとする。 (第3版テクニカル・レポートNo.018 より転載)
110	<データ種別コード、項目のデータ・タグNoの採番の運用> 新規にデータ種別コード又は項目のデータ・タグNoを使用したい時は、申請書の提出でなく、石化協事務局に確認を行う。 (第3版テクニカル・レポートNo.022 の修正)
46	<表 2-2 の誤記> 標準書内に表 2 は存在しておらず、【表 4-2】に修正

46	<BPID のバージョン> 全てのメッセージのヘッダー部分のバージョンは「04」に変更する。 ただし、「第4版で項目追加を行ったメッセージ1710（出荷／請求）、1720（請求確認）、1810（支払明細）、1820（支払）だけでなく、既存のメッセージについても反映する。修正は適宜、行なう」、とメッセージを追加
45, 46	<PBID のバージョンの桁数> 図 4-4 メッセージ・グループ・ヘッダーの構造のバイト数を【byte 数：2】に修正
22	<DIC- 19-02 請求金額 19-04 税込請求金額の記載削除> 適格請求書等保存方式への対応時、出荷請求データの「消費税額」と「税込み請求額」は利用を停止したため当該記述を削除 （テクニカルレポート：No21-001 登録日 2021. 6. 1 最新更新日 2023. 6. 1）
83	<DIC 20-16 返品資産の基譲渡日> 取引形態により必須であったり任意であったりする項目のため任意○とする。 ただし、「返品時は必須◎とする」とのコメントを追加
19, 20, 81, 82, 83	<Ⅲ-3 データ項目とトランザクション関連表> <付録6. データ発生源泉表> 齟齬を修正した。

石油化学工業協会ビジネスプロトコル（JPCA-BP）
標準書

平成2年3月22日 初版発行
平成4年8月20日 第2版発行
令和4年11月8日 第3版発行
令和5年6月 1日 第4版発行
令和6年6月10日 第4.1版発行

著作 石油化学工業協会
編集 情報通信委員会
発行 C E D I - W G

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル
TEL：03-3297-2011 FAX：03-3297-2017

J P C A－B P テクニカル・レポート一覧

テクニカル・レポート No.	
No. 92-002	<u>2次店、需要家（ユーザ）とのデータ交換</u>
No. 92-003	<u>注文取消連絡の運用</u>
No. 93-001	<u>決済基準が納入日基準の時の運用（Q&A）</u>
No. 93-003	<u>通信トラブル時の対応</u>
No. 93-004	<u>0件識別データ</u>
No. 93-005	<u>少額支払、マイナス支払時の対応</u>
No. 93-006	<u>E D I データの保存期間</u>
No. 93-009	<u>売掛金残高確認における「計上年月」の扱いについて</u>
No. 93-010	<u>希望納入時刻の運用方法</u>
No. 93-013	<u>取引条件データの一括削除（処理区分コード）の追加</u>
No. 94-002	<u>情報区分コードの運用</u>
No. 96-002	<u>2000 年対応</u>
No. 96-005	<u>小口／大口注文における割増・割引区分について</u>
No. 21-001	<u>消費税率改定（適格請求書等保存方式：2023/10 開始）への対応に関する J P C A－B P 改定内容のトランザクション例示</u>

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 92-002	1992. 9. 17	2023. 6. 1

2次店、需要家（ユーザ）とのデータ交換

JPCA-BPは、主にメーカーと商社の間での電子取引情報の授受を想定して設計されているが、需要家（ユーザ）直販やバックオーダーのケースなどについても、以下のような運用をとることにより、需要家（ユーザ）、2次店ともデータ交換を行うことができる。

1. 需要家（ユーザ）直販の時のデータ交換の扱い

商社とのデータ交換と同一の運用により、データ交換を行うことができる。

この時、発注者、請求者、支払者、需要家の項目には、需要家（ユーザ）自身をセットする。2次店の項目は使用しない。

2. 需要家（ユーザ）からのバックオーダーの扱い（商社経由）

商取引上は商社を経由するが、オーダーは需要家（ユーザ）からメーカーに直接入るような取引において本BPを利用する場合には、以下のように運用する。

需要家（ユーザ）とメーカー間においては、取引条件TR～出荷請求TRを利用する。発注者と需要家は需要家（ユーザ）自身となり、請求者、支払者は商社をセットする。

需要家（ユーザ）に対する出荷請求TRでは『出荷請求区分』は『出荷のみ』とし、出荷の報告に利用する。請求確認TRは利用しない。

商社とメーカー間においては、出荷請求TRにおいて『バックオーダー区分』に『バックオーダー』をセットして連絡し、以降、請求確認TR～支払TRを利用する。

3. 2次店からのバックオーダーの扱い（商社経由）

オーダーが2次店からメーカーに直接入るような取引において、本BPを利用する場合にも、上記2.と同様の運用となる。すなわち、2次店とメーカー間においては、取引条件TR～出荷請求TRを利用する。発注者、2次店は2次店自身となり需要家はユーザをセットする。請求者、支払者は商社をセットする。その他は上記と同様となる。

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 92-003	1992. 11. 19	2023. 6. 1

注文取消連絡の運用

注文の取消（削除）時の運用について、以下に補足説明する。

一旦、注文トランザクションで送信した注文データを取り消す場合には、標準の運用では以下の手順をとる。

（１）発注者側で注文の取消入力を行い、注文トランザクションで送信する。

この時、処理区分には「削除」をセットする。

（２）受注者側はこのデータを受け取り、注文の取消が間に合う場合には、注文確認トランザクションで取消完了を返信する。この時、処理区分には「削除」をセットする。

社内処理を急ぐ場合においては、発注者からの電話連絡による注文取消をうけ、注文取消データの受信を待たずに受注者側で取消入力を行うケースも想定される。

この場合、発注者からの注文トランザクション〔削除〕なしに注文確認トランザクション〔削除〕が発注者に送信される。発注者側は、その後、自社システムに対し、注文の取消入力を行うことで、注文データの取消が完了となる。

【注意】

注文確認トランザクションの「取消」は、注文取消以外に下記のようなケースでも発生することがある。

例) 注文確定変更時に送信される例（10トンの注文を変更する場合）

内 容	処理区分	注文番号	受注番号	数量	
① 10トンの注文を分割して出荷指示した	新規	CHUMON-1	JYUCHU-1	7トン	←
	新規	CHUMON-1	JYUCHU-2	3トン	
② 分割を止め、一括に再度変更	変更	CHUMON-1	JYUCHU-1	10トン	
※分割した2明細目は削除となる	削除	CHUMON-1	JYUCHU-2	3トン	←

テクニカル・レポートNo.	登録日	
No. 93-001	1993. 3. 18	

決済基準が納入日基準の時の運用（Q & A）

Q： 決済基準が納入日基準の時、この基準となる納入日は出荷請求TRでは『出荷日』の項目にセットするのか、『納入日』の項目にセットするのか？

A： 項目定義に従い、決済基準にかかわらず、出荷日は『出荷目』、納入日は『納入日』にセットする。

「Ⅲ-3 データ項目とトランザクション関連表」では、出荷請求TRの『納入日』は任意項目となっているが、したがって納入日基準の時には『納入日』は必須項目となる。

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 93-003	1993. 3. 18	2023. 6. 1

通信トラブル時の対応について

通信トラブル時には、送信者・受信者は各々の責任範囲につき調査・対応を行い、早期に復旧を図ることが必要である。送受信は復旧を待って再開することになるが、注文データに関しては連絡に急を要することが少なくないため、復旧までの間の運用上の対応を前もって取決めておくことが重要である。

例えば、注文データが通信トラブルやその他何らかの原因により受注者に着信しない場合には、以下の対応をとることが推奨される。

発注者側：

- ・緊急分以外は障害の復旧を待ち、注文入力可能な状態であっても、入力を控えることが望ましい。
- ・緊急分についてはFAX等で注文を連絡する。この時、注文番号は必須として記入する。また、同時にFAX等で注文を流した旨、受注者側営業担当に電話連絡する。
- ・復旧後には、FAX等で注文連絡を行ったものにつき、『連絡要否区分』に『連絡済』をセットして注文入力を行う。

受注者側

- ・障害時にはFAX注文に基づき、指図を急ぐものについて出荷指図を行う。
- ・復旧後には、営業担当者は以下の3つのデータを確認し、この時点で『注文確認データ（確定）』が発注者に返却されるように処置をする。

FAX注文書、社内指図データ、受信注文データ

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 93-004	1993. 3. 18	2023. 6. 1

0 件識別データ

送信すべきトランザクションデータが 0 件であり、かつ 0 件であることを相手先に連絡する時には、C I I シンタックスルールに従い、ヘッダーレコードとトレーラレコードのみを作成して、データレコードなしで伝送するものとする（この時トランスレータは、トレーラレコードの最終シーケンス No. 欄に 00000 をセットする）。

請求確認データの交換方式には、『一致・不一致・未処理』を交換する方式と『不一致・未処理』を累積して交換する方式がある。後者の『不一致・未処理』を累積して交換する方式を採用している場合で、『不一致』や『未処理』データが当日に 1 件もない時には、受信側では『不一致』を消す処理を行うために 0 件データを明確に判別する必要がある。この場合では前述の 0 件データ伝送方法では、どの範囲のものにつき『不一致』を消せば良いかが不明確となる。

したがって、この場合に限り、0 件識別データとして以下の運用を推奨する。

『不一致・未処理』を累積して交換する方式の時に、請求確認データとして『不一致』と『未処理』データが 1 件もない時には、0 件識別データ

『データ種別』 + 『発注者コード』 + 『受注者コード』 + 『契約番号=ALL' *' 』

にヘッダーレコードとトレーラレコードを付けて送信する。

なお、0 件時に、0 件を相手先に送信するかどうかは、トランザクション毎に当事者間で 取決めるものとする。

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 93-005	1993. 3. 18	2023. 6. 1

少額支払、マイナス支払時の対応

実際に起こることは稀ではあるが、締切時に取引金額を合計した際に、通常時の決済条件（例えば手形）では取り扱えないほど少額、あるいはマイナス金額であった場合の対処方法についても当事者間で取決めておくことが望ましい。

対応方法は、当事者の保有システムの機能と取引慣習により、様々な形態が考えられる。大別すると、運用でカバーする方式とデータ交後を厳密に行う方式がある。

1. 運用でカバーする方式

交換データ上は、通常と同様に扱い、実支払は運用でカバーする。

例えば、請求金額がマイナスであっても、支払データはマイナスで交換し、実際には他の取引と相殺したり、翌月に合算支払したりして運用する。

2. データ交換を厳密に行う方式

各ケースにおいてデータ交換上の運用を厳密に定義する。例えば次のように取決める。

（1）取引金額が少額なため手形で支払えない時には、現金振込に変更する。

データ交換上は、支払トランザクションで『決済条件手段』を『現金』に変更してセットする。現金支払となった明細データとは、支払整理番号でリンクさせる。

（2）発注者側が部門別支払で、ある部門の取引金額が少額であったり、マイナスの場合には他の部門の支払と合わせて支払処理する。

支払TRは他の部門との合計とし、支払明細TRで部門別支払を管理する

A部門	△100	支払TR	B部門	200
B部門	300	支払明細TR	A部門	△100
		〃	B部門	300

（3）取引金額が少額、あるいはマイナスの時、翌月に繰り越す

2月起算	△100	支払TR	2月	0（支払なし）
→ 2月起算	100（赤）	支払明細TR	2月	△100
			〃	100
3月起算	△100（黒）	支払TR	3月	200
→ 3月起算	300	支払明細TR	〃	△100
		〃	〃	300

「2月支払なし」が判明した時点で、翌月に繰り越すための2月起算の赤と3月起算の黒を発生させる。

3月発生の取引金額と相殺し、支払TRは2月、3月の相殺金額を連携する。

テクニカル・レポートNo.	登録日	
No. 93-006	1993. 3. 18	

EDIデータの保存期間

EDI送信データは、万が一のトラブルに備えて送信元で保存し、必要であれば再送することを可能としておくべきである。

保存期間は、以下の期間を最低限とすることが望ましい。

取引条件	当日分	+	前日分（営業日ベース）	
注文	当日分	+	前日分	〃
注文エラー	当日分	+	前日分	〃
注文確認	当日分	+	前日分	〃
出荷請求	当日分	+	前日分	〃
請求確認	今回分	+	前回分	
支払明細	今回分	+	前回分	
支払	今回分	+	前回分	

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 93-009	1993. 6. 17	2023. 6. 1

売掛金残高確認における「計上年月」の扱いについて

受注者（メーカー）と発注者（商社）との間で、期末の売掛金残高確認業務を行う場合、受注者と発注者での社内計上年月が不明確な時には照合作業に不都合が生ずることがある。

具体的例として下記のケースで問題が発生する。

1. 計上漏れによるもの

①月遅れデータをインプットした場合

②遡及単価改定を行ったケース

特に2社間での月次締切りが異なっている場合に、その狭間でデータ交換をした時が解りにくくなる。

2. 請求締切日の違いによるもの

例 発注者側が20日締めの際は、受注者側の残高確認には、21日～月末の計上分も含むことになる。

以上のケースでは、『出荷月日』『納入月日』『決済条件締切日』だけでは処理が不十分となるので、以下の運用を推奨する。

(1) 受注者は出荷請求トランザクションの計上年月に受注者・計上年月をセットする。

(2) 発注者は請求確認トランザクションに発注者の計上年月をセットする。

(3) 運用上の注意点

- ・本計上年月はあくまでも残高確認の為にだけ使用するものとし、請求確認（支払）に連動するものではない。
- ・受注者が発注者に一方通行で残高確認用のデータとして本項目を使用する場合は良いが、確認情報を発注者側が返送する場合は、そのデータの扱いには注意が必要となる。例えば、発注者が請求確認で『一致』データを受注者に送信した後で計上年月が異なることが判明した場合、計上年月のみ変更した請求確認データを再送すると、受注者側もそのデータを処理できるシステムを用意しておく必要がある。
- ・本項目の運用ルールについては、当事者間で取決めるものとする。

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 93-010	1993. 11. 15	2023. 6. 1

希望納入時刻の運用方法

メーカーが商社等から受注する際に、「希望納入時刻」を指定するケースには様々なパターンが想定されるため、運用ルールについては、当事者間で取決めるものとする。

ケース 1 HHMMと分割し、納入期限の時間・分を指定する。

HH：時間（00～23）を指定

MM：分（00～59）を指定

例. 12：30 納入の場合 ⇒ 1230

ケース 2 XXYYと分割し、希望納入開始時刻と希望納入終了時刻を指定する。

XX：（希望納入開始時刻）：開始時刻の時間（00～23）を指定

YY：（希望納入終了時刻）：終了時刻の時間（00～23）を指定

例. 10時から13時までの間で納入の場合 ⇒ 1013

ケース 3 ケース 1 と 2 を併用する場合、「3204 希望納入コメント」を利用する。

例 1. 原則をケース 1 で送る前提：10時から13時までの間で納入が発生した場合

入力パターン①希望納入コメントを利用

希望納入時刻：1300 （納入期限の時分）

希望納入コメント：10-13時 （希望納入開始時刻と終了時刻）

例 2. 原則をケース 2 で送る前提：13時納入期限としたい場合

入力パターン②希望納入コメントを利用せずに区別するケース

希望納入時刻：PM1 （ケース 2 と区別するため先頭にAMやPMを追加）

テクニカル・レポートNo.	登録日	
No. 93-013	1993. 12. 15	

取引条件データの一括削除（処理区分コードの追加）

1. 取引条件データの削除処理で

①一つの契約No.の中の一つの実施日の削除

②一つの契約No.の中全体の削除

の2つのケースがある。

2. 取引条件の運用は各社異なっており、標準的な運用が固まっていない状況なので②のケースにおいても、削除対象レコードを全件送信するのを原則とする。

3. ただし、当事者間で合意すれば、②のケースで一括削除方式をとることも可能とする。

このために、処理区分（DIC NO 01- 02）に一括削除のコードとして4を追加する。

1：新規

2：変更

3：削除

4：一括削除（取引トランザクションに限定）

4. なお、取引条件データと単価データに分けている会社は、3の方式をとらなくても

①のケースでは単価データの削除

②のケースでは取引条件データの削除

を送信することで、区分することができる。

テクニカル・レポートNo.	登録日	
No. 94-002	1994. 11. 08	

情報区分コードの運用

JPCA-BPでは、「情報区分コードの運用」については「データ種別の共通コード」として明記されているが、産業情報化推進センター（CII）の組織委員会である「データ・タグ委員会」において、情報区分コードの 9000 ～ 9899 を共通コードとして運用することが決定された。よって、この範囲内のコードを使用する場合は、産業情報化推進センターへの登録申請が必要となる。

なお、JPCA-BPの該当コード範囲は、石化協用（将来使用）となっている。

1. 登録された共通情報区分コード

- 「9001」・・・・・・ 受信確認電文（92/10登録）
- 「9101」・・・・・・ 0件データ情報
- 「9201」・・・・・・ エラー情報メッセージ
- 「9301」・・・・・・ バイナリデータのみ（メッセージ無）

2. 申請手続き

9000 ～ 9899 迄の情報区分コードを使用する時は、産業情報化推進センターへの登録申請を行い、既に使用されているコードで申請された時は、登録申請を却下する。重複しない時は、内容により必要に応じて関係委員会の了解を得たうえで、データ・タグ委員会へ登録提案する。

なお、9900 ～ 9999 は従来通り、業界での設定となる。

3. 承認手続き

データ・タグ委員会では、登録申請の妥当性について審議し、妥当と認めた時は、登録を承認する。

テクニカル・レポートNo.	登録日	
No. 96-002	1996. 9. 20	

2 0 0 0 年対応

「2 0 0 0 年対応」として、B P の日付タイプ（Y Y M M D D）の桁数変更は行わないこととする。

変更しない主な理由は以下の通り。

- ① データ交換そのものでは西暦下2桁（Y Y）であっても問題がない。
- ② 完全表記（C C Y Y）として桁数を増やすことにした場合、現在運用されている所を一斉に変更しなければならない。

したがって、各社のシステムに取り込む時に必要に応じて、完全表記に置き換える運用を願う。
但し、各社のシステム内では、取引条件の実施年月日・決済条件の日付計算等に注意が必要である。

受発注パッケージについては「内部的には完全表記となっているので問題は発生しない」との回答を共同V A Nより得ている。

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 96-005	1996. 11. 14	2023. 6. 1

小口／大口注文における割増・割引区分について

取引条件設定時に1オーダーの注文数量の多寡により、異なる単価を設定するケースがある。

例) 小口注文(注文数量が一定量以下)の時に取引単価を割増する場合

大口注文(注文数量が一定量以上)の時に取引単価を割引する場合

JPCA-BPの『取引条件』トランザクションでは、製品と取引ルート等で単価が決定することとしており、上記のケースのように数量を考慮した単価登録をあらかじめ設定することはできない。したがって、このようなケースは『取引条件』では最も標準的な単価を登録しておくものとする。

小口注文等で単価が変更になる時には、『注文確認』あるいは『出荷請求』トランザクションにて、受注者側で単価または金額を正しくセットし、通知する運用とする。また、その際は変更理由を『出荷指図コメント』を利用して発注者に通知することが望ましい。

一方、上記運用では必ず取引条件と「単価・金額不一致」となってしまうので、割増・割引となっているかどうかの区分を示す項目として「割増割引区分」「割増割引理由」を任意項目として利用することができる。

[割増割引区分の利用について]

- ・「出荷請求」データにおいては、1つのデータに標準の単価・金額と割増(割引)分を加算する方式(以下、加算請求方式と表記)と、標準の単価・金額のデータと割増(割引)分のみの別データの2つを送る方式(以下、別請求方式と表記)がある。
 - ① 加算請求方式の場合には、割増割引区分は「2」で割増割引理由は、「2, 3, 4」の何れかである。
 - ② 別請求方式の場合、「注文」データでは、割増割引区分が「2」で割増割引理由が「2, 3, 4」の何れかであり、「請求」データでは、割増割引区分が「1」で割増割引理由が「2, 3, 4」のデータと、割増割引区分が「3」で割増割引理由が「2, 3, 4」のデータの2つとなる。
別請求分のデータについては、「金額算出数量」に数量を、販売数量に0をセットすべきである。
- ・割増割引理由が「1」の時は、必ず割増割引区分が「1」となる。
- ・「注文」では、別データとすることは考えにくいので、割増割引区分が「3」は発生しない。

[注意点]

- ・このテクニカル・レポートは、各種の割増割引の対象となる条件や計算方法そのものを規定するものではない。(したがって、当事者間の決定事項である。)
- ・「注文」データの割増割引区分が間違っていた場合に、注文エラーとするかどうか等についても当事者間の決定事項とする。

【参考】

加算請求方式

	割増割引区分			販売単価	販売金額
指定パターン	発注者が指定	受注者が指定	受注者が指定		
注文	2			標準 + 値増値引	0
注文確認		2		標準 + 値増値引	0
出荷請求			2	標準 + 値増値引	標準 + 値増値引

別請求方式

	割増割引区分			販売単価	販売金額
指定パターン	発注者が指定	受注者が指定	受注者が指定		
注文	3			標準 + 値増値引	0
注文確認		3		標準 + 値増値引	0
出荷請求			1	標準	標準
			3	値増値引	値増値引

←2レポート

作る

テクニカル・レポートNo.	登録日	最新更新日
No. 21-001	2021. 1. 12	2023. 6. 1

消費税率改定（適格請求書等保存方式：2023/10 開始）への対応に関する

JPCA-BP改定内容のトランザクション例示

【請求側】

トランザクション	出荷年月日	品名	販売金額	消費税額	税込請求額	課税区分	適用税率	請求者登録番号	返品資産の基譲渡日
出荷請求	11/1	A	150			1	10.00	T123456	
出荷請求	11/4	A	150			1	10.00	T123456	
出荷請求	11/4	B	210			3	8.00	T123456	
出荷請求	11/6	C	300			3	8.00	T123456	
出荷請求	11/6	D	-45			1	10.00	T123456	10/12

出荷請求の「消費税額」と「税込請求額」は設定しない。

支払の「支払金額」には、課税区分・適用税率ごとに区分して計算した税込金額を設定する。

支払の「消費税額」には、課税区分・適用税率ごとに区分して計算した消費税額等を設定する。端数処理は仕入側が行う。

返品については、返品時の基となった資産の譲渡日を設定する。返品時は設定必須。

【仕入側】

トランザクション	支払金額	支払整理番号	販売金額	消費税額	税込請求額	課税区分	適用税率	請求者登録番号	返品資産の基譲渡日
支払	280	S1		25		1	10.00	T123456	
トランザクション	出荷年月日	品名	販売金額	消費税額	税込請求額	課税区分	適用税率	請求者登録番号	返品資産の基譲渡日
支払明細	11/1	A	150			1	10.00	T123456	
支払明細	11/4	A	150			1	10.00	T123456	
支払明細	11/6	D	-45			1	10.00	T123456	10/12
トランザクション	支払金額	支払整理番号	販売金額	消費税額	税込請求額	課税区分	適用税率	請求者登録番号	返品資産の基譲渡日
支払	550	S2		49		3	8.00	T123456	
トランザクション	出荷年月日	品名	販売金額	消費税額	税込請求額	課税区分	適用税率	請求者登録番号	返品資産の基譲渡日
支払明細	11/4	B	210			3	8.00	T123456	
支払明細	11/6	C	300			3	8.00	T123456	

支払明細の「消費税額」と「税込請求額」は設定しない。

課税区分・適用税率ごとに区分して支払・支払明細を作成する。

第 4 版に於けるテクニカル・レポート改定履歴

ページ	改定内容
－	第 3 版テクニカル・レポートについて、下記については標準書に記載されているため削除とした。 No. 001 組織変更連絡の運用 No. 004 データ発生源泉表 No. 005 小口割増単価の運用 No. 006 受信確認メッセージ No. 008 組織変更連絡 TR のデータ種別、項目 No. No. 013 シンタックスルール、トランスレータのバージョン No. 014 取引条件トランザクションキー項目 No. 017 省略形 TR 及び組織変更連絡 TR No. 018 JPCA 受発注パッケージ対象外項目の追加 No. 020 データ発生源泉表（請求確認データ） No. 022 データ種別コード、項目のデータ・タグ No の採番の運用 No. 024 郵便番号の 7 桁化対応 No. 025 消費税率変更時の対応 No. 028 No. 027 の再改定（項番重複の修正） テクニカル・レポート No を作成年毎の連番に採番し直した。